

法科大学院認証評価

自己評価書

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

平成29年6月

熊本大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	10
	第3章 教育方法	27
	第4章 成績評価及び修了認定	34
	第5章 教育内容等の改善措置	44
	第6章 入学者選抜等	47
	第7章 学生の支援体制	56
	第8章 教員組織	65
	第9章 管理運営等	77
	第10章 施設、設備及び図書館等	83
	第11章 自己点検及び評価等	87

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

(2) 所在地

熊本県熊本市

(3) 学生数及び教員数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学生数：13 名

教員数：17 名（うち実務家教員 3 名〔みなし専任 2 名〕を含む。）

2 特徴

熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、「本研究科」という。）は、九州中央に位置し、2012 年に政令指定都市になった熊本市（人口約 73 万人）黒髪緑豊かなキャンパスにあり、熊本大学法学部・法学研究科を母体とし、ここから独立する形で平成 16 年 4 月に開設された。

九州中南部地域ではそれまで、弁護士をはじめ法曹の数が極めて少ないことに加えて、都市部に偏在しているために、地域住民の司法へのアクセスやリーガル・サービスの享受が困難な状況にあった。また、複雑化・多様化する社会において生じ増大する法的紛争に、法廷の内外を問わず、公正かつ迅速に対応する法曹養成が課題とされていた。これらの要請に応えるため本研究科は設立され、地域に密着し新たな法的ニーズにも的確に対処できる質の高い法曹の増加が求められていた。開設以降これまでに本研究科は 53 人の法曹を社会に送り出している。その多くは熊本地域を中心に紛争解決に向けた弁護士活動を多面的かつ精力的に行っている。

今後とも、21 世紀を担う法曹には、基礎的かつ普遍的な法曹としての能力に加えて、地域特有の法的ニーズに応える能力、さらには、たとえばグローバル化する経済や少子・高齢社会の中で新たに生起する法的問題を解決する能力が必要である。この様々な社会的要請に応えるために、本研究科は、とりわけ次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成している。第一は、家庭医としての能力。すなわち、住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能

力である。これらの法的能力のみならず、豊かな人間性、幅広い教養、高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目指し、本研究科は、教育課程を「法理論の基礎」、「法理論の応用」、「法実務の基礎」の 3 つのステージで構成し、法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行っている。このため、学年ごとの GPA による進級判定及び修了判定制度を導入している。さらに平成 26 年度カリキュラムから、法律基本科目群の中に選択としての各種展開・演習科目を導入し、学生が習熟度に応じて柔軟に法律基本科目を選択し学習できるように改正を行った。

本研究科は、平成 28 年度以降の学生募集受入を停止しているが、これまでの入学者の多数が多様性をもつ法学未修者であることから、入学前学習指導をはじめとし、専任教員による復習クラス、課外ゼミ等の基礎的導入教育に力を入れてきた。とくに、本研究科出身の若手弁護士（アカデミック・アドバイザー）による民法基礎ゼミ等の学修支援を実施し、学生全体の基礎学力のかさ上げを試みている。

また、法律実務基礎科目については、熊本県弁護士会との連携により県内法律事務所での実務研修を行う「エクスターンシップ I」に加え、平成 26 年度から本研究科と覚書を締結している地域企業・自治体への「エクスターンシップ II」を開始し、さまざまな法曹内外への視野を広げている。

加えて、九州大学、鹿児島大学及び琉球大学との九州 4 法科大学院連携については、熊本大学と鹿児島大学が学生募集停止となる中、従来の教育連携の枠組みを超えた新たな連携を締結した。また、九州地区の各法科大学院と九州弁護士連合会の連携による弁護士に対するリカレント教育の実施も、九州・沖縄地域に全体での法曹養成教育の強化とその質の向上に寄与している。

本研究科は、徹底した少人数教育を実践し、教育効果を高めるため、シラバスの電子化、法情報データベースの利用等、IT 教育環境を整備・活用している。また、インストラクター制度等の導入により、教員同士の連携を密にし、履修指導のみならず、生活指導もきめ細かく懇切丁寧に行っている。さらに、学生への生活支援として、独自の奨学金給付制度も設けている。

Ⅱ 目的

1 教育上の理念及び目標

21 世紀、わが国においては、社会生活上の基礎的かつ普遍的な法的ニーズのみならず、「IT 技術の革新」や「経済のグローバル化」、「少子高齢社会化」等が急速に進み、様々な法的ニーズが新たに発生している。また、この複雑化・多様化した社会において、次々と生起する法的紛争には、法廷においてだけではなく、企業や地方公共団体においても、迅速に対応する法曹が必要である。ここには、法的ルールに基づき、自由かつ公正な社会の形成を図るため、国民間の利害の調整や紛争の予防及び解決を専門的知識によって公正・誠実に行うことのできる法曹養成が求められている。

こうした社会的要請に応えるため、本研究科は、質の高い法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目標としている。

2 養成する法曹像

本研究科においては、次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成する。

第一は、家庭医としての能力。すなわち、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。

第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。

この二つの能力を兼ね備える法曹を養成し、質の高い法的サービスを提供する。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本研究科の理念及び目標は、第1に「法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育」であり、第2に「豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成すること」である。【解釈指針 1-1-1-1】

本研究科は、こうした研究科の理念及び目標をウェブサイトなどで公表し、学生便覧にも掲載し、周知を図っている。《資料 1-1-1-①、別添平成 27 年度学生便覧 2015 1 頁》【解釈指針 1-1-1-2】

資料 1-1-1-① 本研究科の理念・目標

1 教育上の理念・目標

21 世紀、わが国においては、「IT 技術の革新」や「経済のグローバル化」、「少子高齢社会化」等が急速に進み、社会生活上の基礎的かつ普遍的な法的ニーズのみならず、様々な法的ニーズが新たに発生している。また、複雑化・多様化した現代社会において、次々と生起する法的紛争には、法廷においてだけではなく、企業や地方公共団体においても、迅速に対応する法曹が必要である。ここには、法的ルールに基づき、自由かつ公正な社会の形成を図るため、国民間の利害の調整や紛争の予防及び解決を専門的知識によって公正・誠実に行うことのできる法曹養成が求められている。

こうした社会的要請に応えるため、本研究科は、質の高い法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する完結的な教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目標としている。

2 養成する法曹像

本研究科においては、次の二つの能力を兼ね備えた法曹を育成する。

第一は、家庭医としての能力。すなわち、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供する能力である。

第二は、専門医としての能力。すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産

管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」といった新しい法的ニーズに対応できる能力である。

この二つの能力を兼ね備える法曹を養成し、質の高い法的サービスを提供する。

(出典：本研究科公式ウェブサイト)

第1にいう「法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行うこと」とは、法律家としてさまざまな生活領域における法的紛争をめぐる事実関係から、争点を設定し、争点に即して実定法上の要件に該当する事実を発見・収集し、それに基づいて説得力ある法律構成を行い、紛争当事者又はクライアントが納得する解決・結論に導く法曹としての法理論的能力及び実務基礎能力とともに深い洞察力と批判的能力を陶冶・育成する法曹養成教育の実施を意味している。

第2にいう「豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成すること」とは、法的紛争をめぐる事実関係は、常に人間関係の軋轢や利害関係、そして社会的背景などが複雑に交錯するために、複雑な事実関係の中からの確に争点を設定し、要件事実を発見し、法律構成し、法的紛争を紛争当事者やクライアントの納得を得られるように追及していく、深い洞察力と批判的・創造的思考力を必要とするが、そうした法曹の育成を意味している。

基準1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準1-1-2に係る状況)

本研究科の教育の理念及び目標に基づく法曹養成を実現するためには、段階的・系統的なカリキュラムに基づく首尾一貫した教育活動と教育支援とともに、厳格な成績評価が行われなければならない。

本研究科は、家庭医としての法曹とともに専門医としての法曹を養成するために、教育活動の柱となる教育課程を基礎から応用、そして法理論と実務を架橋する科目を1年次から3年次へと段階的・系統的に学修することを可能とすべくカリキュラムを編成し、さらに2年次後期から専門医としての能力を学習するためのカリキュラムを編成している。こうして、学生は年次進行に伴って、法理論の基礎的能力から応用的能力、そして法理論に裏付けられた実務的能力を自ずと身に付けることが可能となり、さらに新たな法的ニーズに対応する専門的能力をも学修することができる。《資料1-1-2-①、資料1-1-2-②》

資料1-1-2-① 本研究科の養成する法曹像及び教育課程との関連図



(出典：本研究科公式ウェブサイト)

資料1-1-2-② 履修モデル



(出典：本研究科公式ウェブサイト)

教育課程の段階的・系統的な編成は、法理論の基礎的能力や応用能力、そして法理論に裏付けられた実務的能力を年次進行とともに身に付けたことが適正に評価されることが前提となるが、そのためには学修の成果を正確に反映する厳格な成績評価と修了判定がなされなければならない。そこで、本研究科は、進級判定及び修了判定時に GPA（グレード・ポイント・アベレージ）を用いており、進級要件を、GPA1.8、修了要件は、GPA2.0 としている。《資料1-1-2-③》

資料1-1-2-③ 進級等の要件

法曹養成研究科規則 (進級等の要件) 第8条 試験の結果、各年次におけるGPA（グレード・ポイント・アベレージ。授業科目ごとの成績を5段階で評価した上、それぞれにグレード・ポイントを付与して、単位当たりの平均を算出する方法をいう。以下同じ。）が、それぞれ1.8に満たない学生は原級留置とする。 (修了要件) 第11条 本研究科の課程の修了の要件は、本研究科に3年以上在学し、第3条第1項に規定する単位以上を修得し、かつ、修了時における通算のGPAが2.0以上を満たすこととする。

(出典：法曹養成研究科規則より抜粋、別添学生便覧 23 頁)

平成28年度の在籍者に対する定期試験結果は《別添資料1-1-2-A 平成28年度定期試験成績分布》のとおりであるが、厳格な成績評価が行われている。ただ、本研究科の入学者の大半が法学未修者であることから、法律基本科目の学修において、法律学特有の基礎概念、法的な思考方法とそれに基づく答案作成スキルなどが未消化に陥る傾向にあり、そうした状態で学年末試験に臨むことから、厳格な成績評価の結果として、少なからず原級留置者を出している。《様式2-1 在籍者数の状況》

平成18年度から平成28年度までの司法試験累積受験者数374人中、合格者は53人となり、累積合格率は14.2%である。修了者の司法試験の結果は、全国平均を下回る合格率であり《資料1-1-2-④～⑥》、司法試験の結果が本研究科の教育効果のすべてではないとしても、学力向上のため教育体制をなお一層充実させる必要がある。

平成24年度以降の司法試験合格者27人中、21人が弁護士として九州・山口地域内（うち15人が熊本県内）で活動、1名が国家公務員（消費者庁）として就職している。《資料1-1-2-⑦》よって、本研究科は地方法科大学院として、地域社会、とりわけ熊本県を中心とした九州圏内の司法ニーズに応えることのできる法曹の養成に重要な役割を果たしているといえる。法曹以外にも、法律の専門知識を活かして、県庁、市役所、入国管理局、法務局、労働基準監督署、民間企業に就職する者も出てきている。また、熊本市オンブズマンを補佐する専門調査員として活躍する者もいる。【解釈指針1-1-2-1、1-1-2-2】

資料1-1-2-④ 司法試験の合格率 (単位：人)

司法試験実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
司法試験受験者数（本学）	49	49	43	38	33
司法試験合格者数（本学）	6	7	3	7	4
合格率（本学）	12.24%	14.28%	6.97%	18.42%	12.12%
合格率（全国平均）	24.62%	25.76%	21.19%	21.56%	20.68%
合格率（全国平均の半分）	12.31%	12.88%	10.59%	10.78%	10.34%

（出典：法務省法科大学院等別合格者数等資料より作成）

資料1-1-2-⑤ 直近修了者の司法試験の合格率 (単位：人)

司法試験実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
直近修了者の受験者数	12	19	9	3	11
直近修了者の合格者数	3	3	0	0	1
合格率（本学）	25.00%	15.78%	0.00%	0.00%	9.09%
合格率（全国平均）	32.89%	38.54%	33.03%	32.47%	32.61%
合格率（全国平均の半分）	16.44%	19.27%	16.51%	16.23%	16.30%

（出典：法務省法科大学院等別合格者数等資料より作成）

資料1-1-2-⑥法学未修者の司法試験の合格率 (単位：人)

司法試験実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
法学未修者の受験者数	47	46	41	35	29
法学未修者の合格者数	6	7	3	7	3
合格率(本学)	12.76%	15.21%	7.31%	20.00%	10.34%
合格率(全国平均)	17.21%	16.61%	12.08%	12.61%	11.61%

(出典：法務省法科大学院等別合格者数等資料より作成)

資料1-1-2-⑦司法試験合格者の就職状況 (単位：人)

司法試験合格年	H24	H25	H26	H27	H28	合計
司法試験合格者数	6	7	3	7	4	27
合格者の勤務地内訳						
熊本	5	4	2	4	—	15
熊本を除く九州・山口	1	2	1	2	—	6
その他	0	1	0	1	—	2

* 司法試験合格、司法修習後、弁護士での勤務地域を記載。

* 平成28年度は司法修習中のため、勤務地域未定。

* 平成25年度のその他1は国家公務員として就職。

(出典：人文社会科学系事務課作成資料)

2 特長及び課題等

《特長》

(1) 本研究科は、適切な理念及び目標を設定し、その実現に向けた法曹養成を達成するために、段階的・系統的なカリキュラムに基づく首尾一貫した教育活動と教育支援を行い、厳格な成績評価を行っている。

《課題》

(1) 厳格な成績評価を行う結果として、進級できない原級留置者を少なからず抱えており、法律未修者に対して法律基本科目の法律学に特有の基礎概念、法的思考方法とそれに基づく答案作成（リサーチ・スキルなど）をいかに修得させるか、個々の教員の創意工夫を超えて本研究科全体により取り組むことが重要かつ喫緊の課題となっている。

(2) 司法試験の合格状況は、全国平均を下回る合格率であり、この合格状況の改善に向けて教育活動を今後一層充実させる必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

（1）本研究科は、ディプロマ・ポリシー《資料2-1-1-①》及びカリキュラム・ポリシー《資料2-1-1-②》を策定し、実務上生起する問題を合理的に解決する法理論教育と、要件事実や事実認定の基礎についての実務的教育の架橋を強く意識して行っている。本研究科の展開的なカリキュラム編成においては、履修条件を定めることで、1年次に法律学の「理論の基礎」から始めて、2年次を中心に具体的事案への「理論の応用」に進み、さらに3年次を中心に「実務の基礎」にまで至ることで、段階的系統的な教育を行っている。《資料1-1-2-① 5頁》《資料2-1-1-③》また、家庭医としての能力に加えて専門医としての能力を養成するために、本研究科では4つの履修モデルを学生に提示している。《資料2-1-1-④》【解釈指針2-1-1-1】

資料2-1-1-① 本研究科のディプロマ・ポリシー

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

法理論の基礎的知識のみならずその応用的能力をもち、法理論に裏付けられた実務的能力を身に付け、専門的な法的ニーズにも対応できる高度な能力を持っている。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

幅広い教養を備え、法的な専門的知識のみならず、法に隣接する歴史的、哲学的、社会学的及び経済学的観点から、人間や社会の在り方について物事を全体的に把握する能力を修得している。

3. グローバルな視野と行動力

外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて、物事を相対的・批判的に把握する力を身に付け、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を備えている。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

地域住民の社会生活における様々なニーズだけではなく企業や地方団体の幅広い要求にも対応して法的サービスを提供する能力を修得している。

(出典：本学公式ウェブサイト「学位授与の方針」)

資料2-1-1-② 本研究科のカリキュラム・ポリシー

1. 高度な専門的知識・技能及び研究力

高度専門職業人である法曹の養成を目的とした専門職大学院である本研究科では、法理論の基礎知識とその応用的能力、法理論に裏付けられた実務的能力、専門的な法的ニーズに対応できる高度の能力が重要視される。このような修得すべき知識・能力に対応するために、特に「法律基本科目群」「法律実務基礎科目群」の授業科目を「理論の基礎」「理論の応用」「(理論に裏付けられた)実務の基礎」の順に段階的・系統的に適切に配置している。

2. 学際的領域を理解できる深奥な教養力

社会に真に役立つ法曹を養成するためには、法的な基礎知識だけでなく、法学と歴史学、哲学、社会学および経済学などとの学際的領域を理解できる深奥な教養力が求められる。このような修得すべき知識・能力に対応するために、特に「基礎法学・隣接科目群」(法哲学・法社会学・日本法制史・法と経済学など)および「展開・先端科目群」(少子高齢化社会と法・福祉と法・医療と法など)の授業科目を適切に配置している。

3. グローバルな視野と行動力

グローバル社会に対応する国際感覚のある法曹を養成するためには、外国の法制度、法の歴史、国際的な法の知識を通じて、物事を相対的・批判的に把握し、グローバルな視点から法的課題に対応する能力を身に付けることが求められる。このような修得すべき能力に対応するために、特に「基礎法学・隣接科目群」(西洋法制史・英米法・中国法など)および「展開・先端科目群」(国際私法・国際取引法・国際法など)の授業科目を適切に配置している。

4. 地域社会を牽引するリーダー力

法曹は、地域住民の社会生活における様々なニーズに応えるだけでなく、企業や地方団体の幅広い要求にも対応して法的サービスを提供し、地域社会を牽引するリーダー力を身に付けることが求められる。このような修得すべき能力に対応するために、4つの履修モデル(「公共政策法務」・「高齢者福祉と財産管理」・「企業コンプライアンス」・「企業再生」)を設けて、「展開・先端科目群」の授業科目を中心に適切に配置している。

(出典：本学公式ウェブサイト「カリキュラム編成方針」)

資料2-1-1-③ カリキュラムの特徴

カリキュラムは、授業科目を次の4つの科目群に大別して、それぞれに段階的・系統的な編成とし、法曹として自らの頭で考えていく能力ならびに豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目指します。また、教育課程を「法理論の基礎」、「法理論の応用」、「法実務の基礎」の3つのステージで構成し、法理論教育を段階的に行うとともに、法理論の具体的適用・応用へと連なる法曹養成教育を効果的に行うために、徹底した少人数教育の下で双方向・多方向の対話型授業を行っています。

(1) 法律基本科目群

公法（憲法、行政法）、民事法（民法、商法、民事訴訟法）及び刑事法（刑法、刑事訴訟法）を中心に必修科目として開講します。この基本科目群は、1年次から3年次まで、「理論の基礎」から「理論の応用」へ、段階的・系統的に、講義と演習で編成されています。

(2) 法律実務基礎科目群

法曹として基本的に身につけておくべき責任感・倫理観を涵養するための「法曹倫理」、要件事実・事実認定の基礎などを学ぶ「民事要件事実論」、「民事裁判演習」、捜査から公判にいたる刑事手続の実際を学ぶ「刑事実務演習」、「刑事公判演習」を必修科目として開講します。また、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップⅠ」及び「エクスターンシップⅡ」は臨床教育の最後のステージに位置づけています。「リーガル・クリニック」は附属臨床法学教育研究センター(ローセンター)で実施し、「エクスターンシップⅠ」はそれぞれの弁護士法律事務所の内外で、「エクスターンシップⅡ」は、企業・自治体で行います。この3つの科目は選択必修科目です。

(3) 基礎法学・隣接科目群

法の歴史的、哲学的、社会学的及び経済学的意義づけや外国法に関する知識を通じて、物事を全体的に把握する力に支えられた法的判断能力を養成するために、「法哲学」、「法社会学」、「日本法制史」、「英米法」、「法と経済学」などを選択必修科目として開講します。

(4) 展開・先端科目群

展開・先端科目群は、本法科大学院の特色ある教育科目群です。これらの展開・先端科目を系統的に受講することによって、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」という新しいニーズに対応できる法曹を養成します。

(出典：本研究科公式ウェブサイト)

資料2-1-1-④ 4つの履修モデル

1 「公共政策法務」モデル	
学習目標	地方自治体において発生する法的問題に対する対処方法
学習課題	地方公共団体が行政主体として機能する際に、あるいは訴訟の場で原告や被告として行動する際に、どのように対処すべきかを学びます。
主要モデル科目	環境法Ⅰ、地方自治法、税法、公共政策法務、社会保障法、福祉と法
2 「高齢者福祉と財産管理」モデル	
学習目標	高齢者の福祉や財産管理問題に対する対処方法
学習課題	現代の高齢社会にあって、高齢者の福祉と財産管理が重要な法的課題となっています。高齢者の福祉と財産管理について、どのような法的問題があり、法的紛争が生じたときにどのように対処すべきかを学びます。
主要モデル科目	高齢者財産管理と法、少子高齢社会と法、金融・保険関係法、福祉と法、消費者法
3 「企業コンプライアンス」モデル	
学習目標	企業統治の現代的な意義づけや企業統治の実践のための対処方法
学習課題	企業の経営戦略において重要となる法令や企業倫理の順守（コンプライアンス）を通じて組織的な体制づくりをするためには、どのような法的問題があり、また、法的紛争が生じたときにどのように対処すべきかを学びます。
主要モデル科目	独占禁止法、労働法Ⅰ、労働法Ⅱ、中小会社法、金融・保険関係法、消費者法、企業法務
4 「企業再生」モデル	
学習目標	企業破産や企業再生に際しての法的問題とこれに対する対処方法
学習課題	経営の悪化による企業倒産の場合、債権者や債務者としてどのように法的に対処できるか、また、企業を立て直して健全な状態に戻すためにどのような法的対応があるかを学びます。
主要モデル科目	民事執行保全法、倒産法Ⅰ、倒産法Ⅱ、中小会社法、労働法Ⅱ、倒産処理実務

(出典：別添学生便覧7～10頁より作成)

1年次では、法律学の基本となる6科目（憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）に関する基礎的な知識を身につけ、主に判例を素材にしながら、争点の設定、争点を取り扱う法理論の組み立て方、具体的適用などを通じて専門的な法知識を体得させ、「理論の基礎」を重点的に学習する。民事訴訟法、刑事訴訟法、商法の全体像を視野に入れた基礎・基本を体得するために、「裁判手続の基礎」や「商法基礎」といった導入科目

も設けている。さらに、法律実務基礎科目群として、問題解決に必要な法令・判例・文献などを収集する基礎スキルを学ぶ「法情報調査」、説得力のある法文書作成を学ぶ「法文書作成」、基礎法学・隣接科目群として、豊かな人間性を養うために、法を包括的に深く理解させる「法哲学」や、わが国の司法制度改革の理念や課題を学ぶ「司法政策論」を用意している。

2年次では、法律基本科目群において、「理論の基礎」を「理論の応用」へ展開させるため、実体法と手続法を有機的に関連させて、問題の発見、分析及び解決の能力を身につけさせる。また、法律実務基礎科目群では、「実務の基礎」として要件事実の基礎を訓練する「民事要件事実論」と、法曹としての責任感及び倫理観を涵養するための「法曹倫理」を履修させる。さらに、基礎法学・隣接科目群で、法の歴史や法と経済との関わり合いなどを理解させる。加えて、展開・先端科目群では、主に2年次後半から3年次にかけて、専門医としての法曹に必要な法的知識を学ばせることとしている。社会に生起する先端的領域における法律問題に気づかせ、それに法的にどのように対処すべきかを考えさせる。

3年次では、理論と実務を架橋するために要件事実や事実認定の基礎的部分を実務導入教育として行い、問題解決のための表現力等を含め、実務を志向した基礎的な技術・能力を身につけさせる。また、法律家の心構えや考え方、責任の捉え方などを学ぶ「リーガル・クリニック」や、理論を実務に応用して実践方法を学ぶエクスターンシップを理論教育と実務教育の架橋の段階的かつ完結的な総仕上げとして履修させる。《別添資料2-1-1-A 平成29年度時間割》

(2) 他学部出身者さらには大学卒業後の社会人に対する学習指導は、入学前学習指導やガイダンスにおいて丁寧に指導を行ってきた。日常的に学年チーフインストラクターやインストラクターによる履修指導を行っており、その際、平成27年度から導入した「学生カルテ」を役立てている。《別添資料2-1-1-B 基礎的導入教育と学修支援》また、教員全員がオフィス・アワーを週2コマ設定して、授業科目についての質問等に対応している。《別添資料2-1-1-C 平成29年度オフィス・アワー一覧表》【解釈指針2-1-1-4】

基準 2-1-2**各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。**

(基準 2-1-2 に係る状況)

本研究科において開講されるすべての授業科目においては、全 15 回の授業を通観するシラバスに「学習の目標」記述欄があり、その到達目標を記載して学生に公表している。たとえば「憲法Ⅰ」では「法科大学院入学者を対象に憲法総論及び統治機構に関する講義を行う。講義と事前事後の学習による統治制度の基本構造の考察を通じ、学生が統治制度の背後にある憲法の構成原理を理解し、判決に示された統治の基本構造に対する裁判所の解釈を説明できるようになることを目標とする。具体的には、条文に関する解説を正確に示すことができ、さらに六法を参照しながらであれば、社会的な事例を考察しそこに潜む統治機構に関する憲法上の問題点について指摘し自らの見解を示すことができるようになることを目標とする」とするとともに、各回の詳細なシラバスにはその回の授業内容に係る「共通的な到達目標モデル」の当該箇所を記載する欄が設けられている。このように全ての科目において、「学習の目標」が設定され、「共通的な到達目標モデル」の存在する科目では授業内容とその関連性を示しており、それぞれの目標設定は「共通的な到達目標モデル」と同程度以上の内容水準である。《別添資料 2-1-2-A 平成 28 年度憲法Ⅰ、憲法Ⅱシラバス、別添資料 2-1-2-B 共通的な到達目標モデル：憲法 目次、別添各回シラバス 1～36 頁》【解釈指針 2-1-2-1】

基準2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-3に係る状況)

本研究科は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき《資料2-1-1-③、資料2-1-1-④ 10、11 頁》、以下のような科目を開設している。《別添学生便覧26～27 頁》

(1) 法律基本科目

本研究科では、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象として、公法系科目、民事法系科目、刑事法系科目に必修科目として、以下の科目を置いている。

公法系科目には「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「行政法Ⅰ」、「行政法Ⅱ」、「憲法発展」、「行政法発展」がある。

民事系科目には「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」、「民法Ⅲ」、「民法Ⅳ」、「民法Ⅴ」、「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「民法発展Ⅰ」、「民法発展Ⅱ」、「商法発展Ⅰ」、「民事訴訟法発展」、「民事法演習Ⅰ」、「民事法演習Ⅱ」がある。

刑事系科目には、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅱ」、「刑事法発展Ⅰ」、「刑事法演習Ⅰ」がある。【解釈指針2-1-3-2】

(2) 法律実務基礎科目

本研究科は、法律実務に携わることへの導入を行う授業科目を開設している。

実務家教員が担当する法律実務基礎科目には、具体的事例に即して問題解決に必要な法令・判例・文献などを収集する基礎スキルなどを学ぶ「法情報調査」、法曹としての責任感及び倫理観を涵養する「法曹倫理」、要件事実・事実認定の基礎などを学ぶ「民事要件事実論」、「民事裁判演習」、「刑事実務演習」、「刑事公判演習」が必修科目として、また、臨床教育の総仕上げとして「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップⅠ」、「エクスターンシップⅡ」が選択必修科目としてある。【解釈指針2-1-3-3】

(3) 基礎法学・隣接科目

本研究科は、法の歴史的、哲学的、社会学的及び経済学的意義づけや外国法に関する知識を通じて、物事を全体的に把握する力に支えられた法的判断能力を養成するための科目として基礎法学・隣接科目を置いている。

基礎法学・隣接科目には、選択科目として、「法哲学」、「法社会学」、「日本法制史」、「西洋法制史」、「英米法」、「中国法」、「法と経済学」、「司法政策論」がある。【解釈指針2-1-3-4】

(4) 展開・先端科目

本研究科は、専門医としての法曹になるため、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な法的知識を習得させ、トータルな視点からの思考力を育成するための科目として33科目を選択科目として展開・先端科目に置いている。なかでも、専門医としての法曹、すなわち、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」及び「企業再生」に習熟した法曹を養成するための科目を開設している。【解釈指針2-1-3-5】

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

(1) 法律基本科目

本研究科は、専門的資質・能力を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的とし、法律基本科目として、公法系科目6科目12単位(必修)、民事系科目15科目30単位(必修)、刑事系科目6科目12単位(必修)を開設している。

この法律基本科目は、1年次から法律学の「理論の基礎」から始めて、2年次以降に具体的事案への「理論の応用」に進む段階的履修のために、1年次には16科目30単位、2年次には11科目22単位、3年次には11科目20単位をそれぞれ配当している。

(2) 法律実務基礎科目

本研究科は、専門的資質・能力や高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的とし、法律実務基礎科目として、法実務上で必要な法情報の調査・分析に関する技法の習得のために「法情報調査」(1単位)、法曹としての責任感や倫理観を涵養する「法曹倫理」(2単位)、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として「民事要件事実論」(2単位)、「民事裁判演習」(2単位)、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として「刑事実務演習」(2単位)、「刑事公判演習」(2単位)の計11単位を必修科目として開設している。さらに、選択科目として、説得力のある法文書作成方法を学ぶ「法文書作成」(1単位)を設けている。また、理論教育と実務教育を架橋する段階的系統的な教育の総仕上げとして、本研究科の専任の実務家教員の指導の下で行う「リーガル・クリニック」(2単位)、弁護士事務所等で実務経験を積む「エクスターンシップⅠ」(2単位)及び地域企業や官庁での「エクスターンシップⅡ」(2単位)を選択必修科目として開設している。

法律実務基礎科目は、その段階的履修のために、1年次に2科目2単位、2年次に2科目4単位、3年次に6科目12単位をそれぞれ配当している。

なお、公法系の訴訟実務に関する授業内容は、展開・先端科目として開設している「公共政策法務」の中で一部取り扱っている。

(3) 基礎法学・隣接科目

本研究科は、法の歴史的、哲学的、社会学的及び経済学的意義づけや外国法に関する知識を通じて、物事を全体的に把握する力に支えられた法的判断能力を養成するための基礎法学・隣接科目として、「法哲学」、「法社会学」、「日本法制史」、「西洋法制史」、「英米法」、「中国法」、「法と経済学」及び「司法政策論」の8科目16単位を開設し、4単位以上を選択科目としている。基礎法学・隣接科目は1年次に3科目6単位、2年次に3科目6単位、3年次に2科目4単位をそれぞれ配当している。

(4) 展開・先端科目

本研究科は、新しい法的ニーズにも応えることのできる専門医としての能力をもった法曹を養成するために、展開・先端科目として「公共政策法務」、「高齢者財産管理と法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「労働法Ⅰ」、「労働法Ⅱ」など33科目66単位を開設しており、12単位以上を選択科目としている。

展開・先端科目は、法律基本科目の履修を前提として、2年次に13科目26単位、3年次に20科目40単位をそれぞれ配当している。《別添学生便覧26、27頁》

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12単位 |

（基準2-1-5に係る状況）

本研究科は、法律基本科目として、公法系科目6科目12単位（必修科目）、民事系科目15科目30単位（必修科目）、刑事系科目6科目12単位（必修科目）の計54単位を開設している。基準2-1-5の標準単位数を上回っているのは、公法系科目1科目2単位であり、下回っているのは民事系科目2単位である。

法学未修者1年次に配当される法律基本科目は、公法系科目2科目4単位（必修科目）、民事系科目7科目14単位（必修科目）、刑事系科目4科目8単位（必修科目）の計26単位である。平成25年度までは、公法系科目4科目7単位（必修科目）、民事系科目9科目17単位（必修科目）、刑事系科目4科目10単位（必修科目）の計34単位を開設していた。平成26年度から、「行政法基礎」（1単位）を廃止し、「行政法Ⅰ」（2単位）を2年次履修とするとともに、「刑法Ⅱ」（3単位から2単位）の1単位減、「刑事訴訟法Ⅱ」（3単位から2単位）の1単位減を行い、「民法基礎演習」に代わる「民法演習」（2単位）と「商法総論」に代わる「商法基礎」（1単位）を1年次選択科目にすることにより、法学未修者1年次必修科目は8単位減となった。

平成26年度の教育課程の改正では、法律基本科目に関し、上述のように1年次において必修科目を減じ選択科目を増加させるとともに（併せて、「裁判手続の基礎」（1単位）も新設）、3年次においても、「商法発展Ⅱ」（2単位）、「商法演習」（2単位）、「民事訴訟法事例演習」（2単位）、「刑事法発展Ⅱ」（2単位）、「刑事法演習Ⅱ」（2単位）などの選択科目を新設した。これは、1年次において「法理論の基礎」の段階をじっくりとゆとりを持って学修するためであるとともに、3年次において学生の習熟度に応じて、得意科目をよりのばし不得意科目を解消するために、学生の自由度・選択肢を拡げた、教育課程の改正である。《別添資料2-1-5-A カリキュラム新旧対応表》

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 本研究科は、(ア)法曹(弁護士・裁判官・検察官)としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)として「法曹倫理」(2単位)を、(イ)要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)として「民事要件事実論」(2単位)を、また、(ウ)事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)として「刑事実務演習」(2単位)の計6単位を必修科目として開設している。

(2) 本研究科は、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目(4単位相当)として、(ア)模擬裁判として、「民事裁判演習」(2単位)と「刑事公判演習」(2単位)の計4単位を必修科目としている。また、(イ)依頼者との面接・相談・説得の技法などを学ぶローヤリングと(エ)法律事務所や企業・官公庁での研修を行うエクスターンシップは、「エクスターンシップⅠ」(2単位)と「エクスターンシップⅡ」の中で選択必修科目として学ぶこととしており、(ウ)弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせるクリニックは、選択必修科目としての「リーガル・クリニック」(2単位)の中で学ぶことになっている。このリーガル・クリニックは、本研究科が設置している附属臨床法学教育研究センター(ローセンター)における、臨床法学教育の実践の一つとなっている。(オ)公法系の訴訟実務に関する授業内容は、展開・先端科目の中の選択科目として開設している「公共政策法務」(2単位)の中で一部取り扱っている。

(3) 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)は、「法曹倫理」(2単位)として独立した授業科目である。また、2つのエクスターンシップやリーガル・クリニックの中でも守秘義務などの法曹倫理を取り扱っている。

(4) 法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させるため「法情報調査」(1単位)、法文書作成の基本的技能を習得させるための授業科目として、「法文書作成」(1単位)を開設している。法情報調査は必修科目となっており、法文書作成については「民事裁判演習」や2つのエクスターンシップのなかでも取り扱っている。【解釈指針2-1-6-3】《別添資料2-1-6-A 平成25～27年度法情報調査シラバス、別添シラバス概要69～70頁、別添資料2-1-6-B 平成29年度民事裁判演習第4～6回シラバス、別添資料2-1-6-C 平成28年度エクスターンシップⅠ実施要領、別添資料2-1-6-D 平成28年度エクスターンシップⅠ報告書、別添資料2-1-6-E 平成26年度エクスターンシップⅡ指導ガイドライン、別添資料2-1-6-F 平成26年度エクスターンシップⅡ報告書》

法律実務科目については、民事系実務科目と刑事系実務科目ごとに、実務家教員と研究者教員が協力して各科目の授業内容を検討し、意見交換を行って、それぞれの授業内容の改善に努めている。【解釈指針2-1-6-1】

基準2-1-7

基準2-1-3(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準2-1-7に係る状況)

本研究科では、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的に履修を行うために、「法哲学」、「法社会学」、「日本法制史」、「西洋法制史」、「英米法」、「中国法」、「法と経済学」及び「司法政策論」の8科目16単位を開設し、4単位以上を選択必修としている。基礎法学・隣接科目は、1年次に3科目6単位、2年次に3科目6単位、3年次に2科目4単位をそれぞれ配当している。《別添学生便覧27頁》

基準2-1-8

基準2-1-3(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準2-1-8に係る状況)

本研究科では、展開・先端科目の履修を通じて、専門医としての法曹として、①「公共政策法務」、②「高齢者福祉と財産管理」、③「企業コンプライアンス」、そして④「企業再生」に強い法曹を養成しようとしている。そのため、4つの履修モデルを作成して、展開・選択科目群として多様な授業科目を開設し、主要モデル科目を指定している。《資料2-1-1-④ 13頁》

本研究科は、展開・先端科目として33科目66単位を開設しており、そのうち12単位以上を選択必修としている。これら展開・先端科目は、2年次に13科目26単位、3年次に20科目40単位をそれぞれ担当している。《別添学生便覧27頁》【解釈指針2-1-8-1】

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

(1) 本研究科では、講義及び演習については15時間の授業をもって1単位とし、実習については30時間の授業をもって1単位としており《研究科規則第5条 別添学生便覧22頁》、前学期(4月1日から9月30日まで)と後学期(10月1日から3月31日まで)の2学期制の下で、各学期15週の授業を実施している。大学設置基準第21条では、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが標準とされている。2単位の授業でいえば、90時間の学修が必要になり、授業時間の30時間を除いた60時間、1コマあたり4時間の予習・復習の時間が必要とされる。学生は原則として各学期に18単位(3年次は通年で44単位)まで履修できるが《研究科履修細則第4条 別添学生便覧28頁》、予習・復習時間を確保するため、1日あたり平均2コマの授業履修となるよう、時間割を編成している。なお、期末試験は15回(ただし、1単位科目は8回)の授業終了後に実施し、各学期15週の授業期間及び2週にわたる試験期間を含め、年間34週としており、大学設置基準第22条が求める年間35週の要件に準じている。《別添資料2-1-9-A 平成29年度法曹養成研究科学年暦》

(2) 「リーガル・クリニック」(2単位)は実習科目として、毎週2コマ連続で15週、30回実施している。また、「エクスターンシップⅠ」(2単位)は、事前ガイダンス1日間(2コマ)、法律事務所研修10日間、事後研修1日間(3コマ)を、「エクスターンシップⅡ」(2単位)は、事前ガイダンス1日間(4コマ)、企業又は自治体での研修5日間、事後研修1日間(4コマ)を実施している。

(3) 休講となった授業については必ず補講を行い、15週の授業時間の確保を図っている。《別添資料2-1-9-B 平成28年度休講・補講状況一覧》

2 特長及び課題等

《特長》

(1) 本研究科は、平成26年度の教育課程の改正において、「裁判手続の基礎」の新設や1年次必修科目を減じることなどにより、導入教育をより充実させるとともに、法学未修者がゆとりを持って「法理論の基礎」を学修することを可能とした。さらに3年次において、「商法発展Ⅱ」、「民事訴訟法事例演習」、「刑事法発展Ⅱ」などの選択科目の新設・増加により、学生はその習熟度に応じて、授業科目を選択できるようにした。

(2) 本研究科は、家庭医のみならず、専門医としての法曹養成を教育目的とした教育課程の編成をしている。とりわけ、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」、「企業再生」のいずれかの分野に習熟した専門医としての法曹を養成するために、履修モデルを設けて展開・先端科目の充実を図っている。

(3) 本研究科は、学内に附属臨床法学教育研究センター（ローセンター）を設置して、理論と実務を融合した臨床法学教育の実践と教育方法の開発に取り組んでいる。臨床法学教育の実践の一つとして、同センターにおいて、学生は、本研究科の専任の実務家教員の指導の下に「リーガル・クリニック」を履修し、生の事案や事件・記録に接しながら法理論の応用と実務技能を学んでいる。

《課題》

九州地区4法科大学院が教育連携を行ってきた中、2法科大学院が学生募集を停止することに伴い、4法科大学院による単位互換・教育連携が困難となり、一部の選択科目の開講が困難になった。よって、これらの科目の代替的な開講措置を考える必要がある。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本研究科は、平成29年度収容定員12人、在学生13人(平成29年5月1日現在)に対して専任教員17名という徹底した少人数教育を特徴としており、この特徴を活かした教員及び学生相互の双方向的・多方向的なやりとり、議論を取り入れた密度の高い授業を実践している。このことから、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、必修科目を含むすべての授業科目において適切に維持されていると言える。【解釈指針3-1-1-1】

また、本研究科規則第14条《別添学生便覧24頁》に基づき、平成28年度に労働法Ⅱについて6名、労働法演習について8名を科目等履修生として受け入れた。これにより正規の履修生と科目等履修生との間で、実務的見地を交えた考察を行いつつ、学生相互の双方向あるいは多方向のやりとりを授業にて実現し、かつ雇用現場における使用者及び労働者の双方の具体的立場に立った利益認識とその相互調整に関する実践的法技術を学ぶ機会を設定できた。

なお、これら科目等履修生は、法律専門職資格者たる弁護士、社会保険労務士、労働行政職員であり、かつ労働法等の実務に通じていることを前提として受け入れており《別添資料3-1-1-A 平成28年度科目等履修生》、これら以外の一般的な科目等履修生あるいは他研究科の学生には、本研究科の授業を履修することを認めていない。【解釈指針3-1-1-3】

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

本研究科の在学生は13人であり、双方向・多方向的な密度の高い授業を行うことが可能となっており、法律基本科目について授業を行う学生数は50人をはるかに下回っている。

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 本研究科においては、法曹としての活動に必要な不可欠な専門的な法的知識を学生に修得させるため、1年次の法律基本科目において、体系書を主な教材としつつ、教員と学生の間での質疑応答による双方向的授業を基本として、批判的検討能力、創造的思考力、法的分析能力や法的議論能力の基礎の修得を目指している。

2年次以降の法律発展科目や展開・先端科目については、主な判例を収録したケースブックや判例をベースとする具体的かつ詳細な設例問題を収めた演習を教材とし、少人数による教員と学生間の双方向的あるいは学生相互間における多方向的な議論による授業を実施している。

さらに、法律実務基礎科目について、実務家教員の指導のもと法理論の応用と実務の技能を学んでいる。

「リーガル・クリニック」は、本研究科附属臨床法学教育研究センターにおいて実施し、弁護士である実務家教員が担当する実際の法律相談に、相談者の了解を得て学生が立ち会い、内容の聞き取りや別室での教員との検討を通じて、要件事実や事実認定の学習を進め、適切な解決法を見だし相談者に助言している。さらに、法律相談後、担当教員と学生は、その事案を題材に研究を深めている。授業の実施に際しては、関連法令の遵守や守秘義務、及び法曹倫理に関するガイダンスにおける守秘義務の遵守についての誓約書の提出を義務付けており、学生には法科大学院生教育研究賠償責任保険への加入を義務付けている。

「エクスターンシップⅠ」は、事前ガイダンス、法律事務所研修、事後研修で構成し、守秘義務についての誓約書の提出を義務づけている。指導弁護士のもと、学生は裁判所・検察庁・警察署等の法的解決が行われている場に同席し、書面の作成を担当するなど、生きた法律に直面できる場となっている。

「エクスターンシップⅡ」は、企業の事業内容の講習や現地調査、会社・自治体関連の法律問題の事例研究、自治体の業務や立法法務分野の研修を通じて、実社会に根ざした法の現実の運用・機能について理解を深める一助ともなっている。派遣する学生の人数・事前ガイダンスについて、「エクスターンシップⅠ」と同様に基準に則り行われている。

エクスターンシップⅠ及びⅡの成績評価については研修先からの学生の評価を含む結果報告等を基に、最終的には、法科大学院において、合格・不合格の2段階評価を行っている。《別添資料2-1-6-C 平成28年度エクスターンシップⅠ実施要領、別添資料2-1-6-D 平成28年度エクスターンシップⅠ報告書、別添資料2-1-6-E 平成26年度エクスターンシップⅡ指導ガイドライン、別添資料2-1-6-F 平成26年度エクスターンシップⅡ報告書、資料3-2-1-① 実践型の授業科目履修者数》【解釈指針3-2-1-6】

本研究科で実施している授業において、指導内容が適切なものとなるように、授業参観やFD検討会、教授会終了後の意見交換会を行うことにより、受験指導に偏ったものとならないよう内容及び方法を確認している。【解釈指針3-2-1-5】

資料3-2-1-① 実践型の授業科目履修者数 (単位：人)

授業科目名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
リーガル・クリニック	15	5	3	1	3
エクスターンシップⅠ	0	6	3	3	4
エクスターンシップⅡ	—	—	3	4	1
エクスターンシップⅡの派遣先別内訳					
九州電力(株)熊本支社	—	—	1	3	1
熊本市役所	—	—	1	1	0
九州旅客鉄道(株)熊本支社	—	—	1	0	—

*エクスターンシップⅡは平成26年度から実施。

*九州旅客鉄道(株)熊本支社は平成27年度まで実施。

(出典：学務情報システム Campus Square 抽出データを基に作成)

(2) 本研究科では、学生が事前事後の学習を効果的に行い、授業時間外における学習を充実させるために、次のような措置を講じている。

(ア) 学生が自習時間を十分に確保できるように、授業時間割を1日の平均授業コマ数を2コマ程度として作成し、集中講義についても試験日の設定、資料の事前配布等に特別な配慮を行い、授業時間外の学習に必要な時間の確保に努めている。《別添資料2-1-1-A 平成29年度時間割、別添資料3-2-1-A 平成29年度集中講義日程》【解釈指針3-2-1-8】

(イ) 法科大学院教育研究支援システム(TKC)を活用し、シラバスに各授業科目の学習の目標や履修条件、試験・成績評価の方法、割合に加え、講義で扱う共通的な到達目標モデル項目及び自習すべき共通的な到達目標モデル項目を明記して、学生に対する事前周知を図っている。すべての科目について、各回の授業に必要なレジュメや電子教科書・教材を遅くとも授業の1週間前までに配布している。《別添資料2-1-2-A 平成28年度憲法Ⅰ、憲法Ⅱシラバス、別添資料2-1-2-B 共通的な到達目標モデル：憲法 目次》

(ウ) 電子シラバス及び授業のなかで、予習・復習に関して教員による適切な指示を行っている。また、専任教員は各自1週につき2コマのオフィス・アワーを授業時間割に設定して学生の質問に答えるなどきめ細かい学習支援に努めている。《別添資料2-1-1-C

平成 29 年度オフィス・アワー一覧表》

さらに、1 年次開講の法律基本科目については、担当専任教員による「復習クラス」を、1 年次の希望者を対象に、各科目 2 週に 1 回の割合で当該授業の後に実施した（平成 27 年度まで）。《別添資料 3-2-1-B 平成 27 年度復習クラス実施状況、別添資料 3-2-1-C 会社法 I 復習クラス配布資料》実施後のアンケートにより、1 年次の学生にとって、大変有益であったことが確認できた。《別添資料 3-2-1-D 2014 年復習クラスアンケート》。

また、平成 26 年度まで、主として必修科目について収録した授業をサーバーにアップロードし、学生がいつでもどこからでも視聴できるようにした。

（エ）授業時間外の学生の主体的な学習のために、自習室などの施設の充実とともに、判例・法令データベース（LEX/DB、LLI）等を内容とするロー・ライブラリーにアクセスできる ID を学生に付与し、自習室だけでなくいつでもどこでもアクセスできるように IT 環境を整備している。【解釈指針 3-2-1-7】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があるということから履修制限を設け、各学期18単位、1・2年次について年間36単位とし、最終年次において、それまでの履修登録や選択科目の履修可能性を拡大させるために、44単位を上限としている。

《本研究科履修細則第4条、別添学生便覧3、28頁》平成26年度カリキュラムから、法律基本科目群の中に選択としての各種展開・演習科目を導入し、学生が習熟度に応じて柔軟に科目を選択し学習できるように改正を行った。

段階的・系統的な法曹養成教育を実現すべく、GPA制による進級制度を導入しているが、原級留置となった学生に対しては、必修科目が「不可」の場合には再履修を義務付けるとともに「可」の場合にも再履修を可能とすることで、GPAを高めることができるようにした。この再履修は、成績の再評価であるが、履修上限単位数には含まれることとしている。

《別添学生便覧5頁》

平成25年度から、申請により4年間の長期履修を認める制度が設けられた《本研究科長期履修細則 別添学生便覧31頁》。長期履修学生の登録上限単位数については、1年次24単位、2・3年次26単位、4年次33単位としている。《別添資料3-3-1-A 長期履修学生の履修に関する申し合わせ》【解釈指針3-3-1-5】

2 特長及び課題等

《特長》

(1) 在学生 13 人に対して専任教員 17 名という状況を活かし、双方向的・多方向的な授業の前提条件として求められている少人数教育をきめ細かな指導態勢のもと実践している。

(2) 教育効果を高めるために、法科大学院教育研究支援システム (TKC) を活用し、シラバスの電子化、判例・法令データベース (LEX/DB、LLI) 活用など、充実した IT 教育環境を整備・活用している。

(3) 1 年次の法律基本科目について、学生の理解を深め確実な知識の定着に努める趣旨で、授業後、各科目 2 週間に 1 回の割合で、担当教員による復習クラスを設け、法律の基本的理解の定着につき法学未修者の学習支援を行った (平成 25～27 年度まで)。平成 24 年度以前は、1 年次の法律基本科目について再履修者のための再履修クラスを設け、2 クラス制に基づく教育を行っていた。再履修クラスでは、初年度の教育を踏まえてより双方向性・多方向性を高めた教育を実施していた。

(4) 長期履修制度について、細則や申し合わせを定め、制度を整備した。

《課題》

学生募集停止により在学生在が減少する中で、1 人または数人の履修学生に対する授業内容・方法の工夫が一層必要である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 成績評価の基準の設定かつ学生への周知

本研究科では、成績評価については、客観的かつ厳正な成績評価を実施し、これを維持継続するために、GPAによる評価《資料4-1-1-①》を取り入れるとともに、絶対評価として厳格な成績評価に努めつつ、全体として秀や優に著しく偏った成績評価を避けるという柔軟かつバランスのとれた基準としている。平成24年度後期試験からは、平常点の在り方、出席に関する取り扱い等の教員間での評価の尺度のばらつきを改善するため、それまでの絶対評価の基準を見直した新たな基準を策定し、非常勤講師を含む全教員へ周知し、共有している。《別添資料4-1-1-A 成績評価及び成績評価基準等について》

(ア) 各学年、配当学期、及び各授業科目の性質に従い適切に設定された到達目標に照らし、原則は秀、優、良、可、不可の五段階のランク評価にて実施し、例外として「リーガル・クリニック」と「エクスターンシップⅠ」、「エクスターンシップⅡ」は科目の性格上、合格・不合格のみで評価している。《別添学生便覧3頁》

(イ) シラバスに「学習の目標」及び「試験・成績評価の方法」を示し、各科目の成績評価における考慮要素を予め明示している。シラバス作成時に教員へ留意事項を周知しており、また同一分野の科目については、授業担当者間の協議により科目ごとの到達目標及び評価尺度の共有化を図り、成績評価の統一性を確保している。《別添資料4-1-1-B シラバス作成時の留意事項》

また、当該評価尺度については、新年度開始前にあっては、教務FD委員会において行うシラバスチェックの際に記載項目の確認に併せて評価尺度の確認も行っている。新年度開始後にあっては、定期試験終了後に開催する必修科目担当者会議、インストラクター会議及び教授会において成績評価を確認することで、教員間で相互に確認する体制をとっている。【解釈指針4-1-1-2】

(2) 成績評価の実施

成績評価は、平常点（教室における質疑の多寡、他者の見解に対する批判的構築的考察の提供、事前事後課題等の取組状況等）を考慮した上で、筆記試験の結果を重視して実施している。具体的な筆記試験の採点においては、各授業担当教員は解答項目を設定した上で各項目に配点をした成績評価基準（採点基準）を予め作成し、それに基づいて採点する。

【解釈指針4-1-1-4】

筆記試験の答案採点時の匿名性を確保するため、答案用紙に学籍番号のみを記載させ、科目担当教員が採点を終了するまでは答案記載の学籍番号も見ることができないように工夫している。

また、全科目の成績評価を必修科目担当者会議にて確認し、得点分布データを、インストラクター会議及び教授会で配布し、教員間で共有している。【解釈指針4-1-1-3

(2)】

(3) 成績評価結果の告知

担当教員は不十分な点や答案作成上の留意点を記載したコメントを付した添削を付した答案及び成績評価基準を含む講評を学生に返却する。講評は法科大学院教育研究支援システム（TKC）シラバス掲示板にもデータアップする。

次に、各インストラクターが「定期試験成績通知表」を交付し、次学期以降の履修指導を行う。この通知表には受験科目の得点のほか、前述のGPAの数値、それらから算定される学年成績全体順位を記載している。【解釈指針4-1-1-4】

成績評価結果について疑義を持つ学生は「成績異議申立制度」を利用することができ、成績評価について説明を希望する学生に対しては、担当教員に直接説明を求める機会が保障されている。《別添資料4-1-1-C 成績についての疑義・異議申立てについて（申し合わせ）、別添学生便覧4頁》【解釈指針4-1-1-3（1）】

(4) 試験の実施

期末試験は原則として試験科目の授業回数の5分の4以上の出席を受験要件として、各学期に原則として筆記試験により行う。

期末試験の実施日程については、全授業日程の終了後（土・日を除いて）2日空けた後におおむね2週間に渡って特定日に試験実施日が集中しないように日程を組んでいる。

厳格な成績評価を実施するため、現在、本研究科では再試験は実施していない。

追試験は学生からの申し出に基づき実施しているが、試験実施数はわずかである。追試験の方法は、期末試験と同等同内容の筆記試験であり、出題内容は期末試験との重複、難易度の偏りを避け、受験学生にとって不当な利益・不利益が生じないように、複数教員で事前に問題点検を行うなどの手続を経て実施している。《別添学生便覧23頁、29頁》

資料4-1-1-① GPAの算出方法

$$GPA = \frac{(4 \times \text{「秀」修得単位数}) + (3 \times \text{「優」修得単位数}) + (2 \times \text{「良」修得単位数}) + (1 \times \text{「可」修得単位数})}{\text{履修登録した科目の単位数の総和}}$$

2 グレード・ポイントの付与は、次の表のとおりとする。

取得点数	評価	グレード・ポイント
100～90	秀	4
89～80	優	3
79～70	良	2
69～60	可	1
59～0	不可	0

「合格」又は「認定」と評価した科目はGPAの対象としない。

(出典：平成27年度学生便覧2015 28、29頁より抜粋)

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

本研究科のカリキュラム体系は、法曹養成教育という明確な目的をもって有機的に関連づけられた科目群で編成されている。したがって各学期に配置された必修の授業科目は緊密な系統性が与えられており、「次の学期に進級するにはそれまでの学期に設定された必修科目のすべてに合格していることが不可欠である」という考え方に基づき、本研究科設立時においては、原則として学年進級制ではなく、GPAを1.8以上とする1年2学期の Semesterごとの進級制を導入した。【解釈指針4-1-2-2】

さらに近時の在学生数減少と少人数教育の進行を見極め、近年は以下の改善を進めた。

（ア）平成25年度以前入学者については、1年次は通年、2年次以降は Semesterごとの学年進級制であった。しかし、前学期の定期試験の際に、本来の実力を発揮できず成績不振となり、後学期への進級要件（GPA1.8以上）を満たせないため原級留置となり、結果、経済的理由や学習意欲の低下を理由に退学する学生がいた。そのため、平成26年度入学者以降については、前学期に成績不振の学生に後学期挽回の機会を与えるべく、2年次以降についても1年ごとの学年進級制度に変更した。《本研究科規則第8条、別添学生便覧5、23頁》

さらにその後、平成25年度以前入学者についても、平成26年度以降入学者と同様の機会を与えるべく、規則改正を行い、前述の学年進級制度を適用するに至った。

（イ）進級できなかった者は原級留置となるが、成績評価が「不可」の科目については再履修を義務づけ、「可」の科目については再履修できることとし、再履修の成績評価が当初の評価より優れている場合は、その評価を当該科目の最終評価となるようにした。《別添学生便覧29頁》

これら進級要件、原級措置の場合の取扱いは学生便覧に掲載をし、履修指導等で学生に周知している。【解釈指針4-1-2-1】

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位数を、31単位以上修得していること（なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

（基準4-2-1に係る状況）

(1) 修了要件

本研究科に3年以上在学し、本研究科が開講する科目について93単位以上を修得し、かつ修了時におけるGPAが2.0を満たすことを修了要件の原則としている。《研究科規則第11条第1項 別添学生便覧23頁》【解釈指針4-2-1-2】

(ア) ただし、教育上有益と認めるときは、他の法科大学院において履修した授業科目について30単位を超えない範囲で、本研究科において履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。《研究科規則第9条 別添学生便覧23頁》

(イ) また、同様に教育上有益と認めるときは、本研究科入学前に他の法科大学院において履修した授業科目について修得した単位（本研究科又は他の法科大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、前記在学中における他の法科大学院の認定単位数と合わせて30単位を超えない範囲で、本研究科に入学後の本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。《研究科規則第10条 別添学生便覧23頁》

これらの場合において、在学期間については、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科に定める期間在学したものとみなすことができる。《研究科規則第11条第4項 別添学生便覧23頁》

(ウ) 「法学既修者」については、本研究科に1年間在学し、入学前及び在学中に他の法科大学院において履修した認定単位数と合わせて26単位を超えない範囲で修得したものとみなす。《研究科規則第12条 別添学生便覧23頁》

(2) 各科目群の必要単位数

3年標準コースについては、必修科目67単位を含む合計93単位以上を修得する必要がある。2年短縮コースについては、法学既修者として認定され、26単位の履修が免除されるため、必修科目41単位を含む合計67単位以上を修得する必要がある。《別添学生便覧22～27頁》

科目群ごとの必要単位数は、資料4-2-1-①のとおりであり、【基準4-2-1(2)】に定める要件を満たしている。

資料4-2-1-① 平成28年度開設授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目								修了に必要な 修得単位数	
		必修科目		選択必修 科目		選択科目		合 計		単位数	備考
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数		
法律 基本 科目	公法系科目	6	(12)			3	(4)	9	(16)	12	単位数以上 修得すること。
	民事系科目	15	(30)			5	(9)	20	(39)	32	
	刑事系科目	6	(12)			3	(5)	9	(17)	12	
法律実務基礎科目		6	(11)	3	(6)	1	(1)	10	(18)	13	合わせて31単位 以上修得すること (ただし、各科目 群で左記の単位 数以上修得するこ と)。
基礎法学・隣接科目						8	(16)	8	(16)	4	
展開・先端科目						33	(66)	33	(66)	12	
合 計		33	(65)	3	(6)	53	(101)	89	(172)	93単位以上	

(出典：平成28年6月熊本大学法科大学院年次報告書4頁)

(3) 法律基本科目以外の科目の必要単位数

3年標準コースでは、修了要件単位数合計93単位以上のうち法律基本科目以外の科目は37単位以上(93単位-56単位)であり、修了要件単位数に占める割合は約39.8%である。

2年短縮コースでは、修了要件単位数合計67単位以上のうち法律基本科目以外の科目は37単位以上(67単位-30単位)であり、修了要件単位数に占める割合は約55.2%である。両コースとも【基準4-2-1(3)】に定める要件を満たしている。

(4) 修了認定試験

本研究科では、修了認定試験制度を設け、3年標準コースについて、修了時のGPAが1.8以上、2.0未満の者については願い出により修了認定試験を行うことにしている。《研究科規則第11条第2項 別添学生便覧23頁》

基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本研究科の修了の認定に必要な取得単位数は93単位としている。《研究科規則第3条第1項 別添学生便覧22頁》

基準2-1-5のただし書の扱いに基づく履修者の単位取得があったとしても、102単位を超える過去の実績はない。今後、上限を超える単位取得意向もないと予想される。

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本研究科は平成28年度以降の学生募集を停止しているため、平成27年度までの学生募集について記述する。

法学既修者として認定されるためには、入学選抜試験（2年短縮コース）に合格又は入学手続後に行われる法学既修者認定試験に合格することが必要である。《研究科規則第12条 第1項 別添学生便覧23頁》

入学選抜試験（2年短縮コース）における法律科目試験及び法学既修者認定試験は、公法（憲法）、民事法（民法・商法・民事訴訟法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）の3分野6科目について、それぞれ論述式による出題となる。この試験科目体制は入学後履修が免除される1年次必修の法律基本科目3分野6科目に対応し、つまり履修免除されるに足りる基本法律科目における基礎学力の修得の有無を判断する試験科目内容にしている。【解釈指針4-3-1-3】

配点は民法80点満点、憲法及び刑法各60点満点、その他の科目は40点満点であり、すべての科目において6割以上の得点を取得できた者を法律科目試験合格者と判定する。

【解釈指針4-3-1-2】この合格者は法学既修者として認定され、1年次の必修科目のうち、法情報調査を除く科目の26単位を免除されて2年次に入学することになる。

試験問題の出題内容については、以下の手続により、各教員らによる事前チェック体制を講じて内容点検を実施してきた。

（1）各分野において選定された出題者の事前協議において出題問題数、形式、配点等を定め、（2）その後、各分野において過去2年間の本学法学部での関連科目の期末試験内容を確認した上で重複や類似がない試験問題を作成し、（3）出題者全員で全科目について出題形式や出題内容について具体的な検討を行う、という手順と体制である。

答案用紙には受験番号のみを記載させ、採点の際の匿名性の確保に配慮し、法律科目試験における本学法学部出身の受験者と他の受験者との公平性確保を充分考慮している。

【解釈指針4-3-1-1、4-3-1-5】

法学既修者として認定されると、前述の通り、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位が一括して免除される。【解釈指針4-3-1-4（1）】なお、本研究科においては、本研究科以外の学校組織が実施する法律科目試験の結果を考慮した法学既修者としての認定を実施していない。【解釈指針4-3-1-6】

法学既修者として認定された者は1年次に26単位を取得したとみなして2年次学年に入学することになる。他方、1年次で取得すべき単位の履修上限は36単位（法律基本科目30単位、法律実務基礎科目2単位、基礎法学・隣接科目6単位）、必修取得単位は27単位であるから、法学既修者に認められる修得単位数は1年次の法律基本科目に関する必修科目の単位数に相当し、法学既修者に対する在学期間1年の短縮は適切である。【解釈指針4-3-1-7】

2 特長及び課題等

《特長》

(ア) 成績評価は厳格な体制と基準の下に行っている。また成績評価に関する質問・疑問に対して「成績評価異議申立制度」を設け、科目担当教員による説明の義務化、それが不完全な場合の教務FD委員会によるあっせん、異議申立時の調査委員会による調査と提言の各種段階で対応し、学生の疑義に公平公正を旨として説明を尽くす体制の整備・改善に努めている。

(イ) 進級制については、段階的・系統的な法曹養成教育を確実に実現するべく、学年ごとの進級判断を行うという、厳しい制度を採っている。しかも進級要件としてGPA1.8を課し、再試験制度を置かないことにより進級制の運用を厳格にしている。また、進級できなかった者に対しては、「不可」の必修授業科目について再履修を義務付けるとともに、「可」の授業科目についても再履修できることとして、科目教育効果の高水準維持を目指している。

(ウ) 修了認定については、修了要件単位の取得のほかにGPA2.0以上という要件を設定し、GPA1.8以上2.0未満の成績の場合は修了認定試験を課すことで、厳格な修了認定を実施している。

《課題》

少人数授業における評価の客観性の担保が必要となっている。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本研究科は、全学FD委員会と連携しつつ、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を組織的かつ継続的に行うために、5名から構成される教務FD委員会を設置している。《別添資料5-1-1-A 平成29年度各委員会委員》委員会の主な活動は、①授業改善のためのアンケートの実施、②授業参観と授業評価、③インストラクター会議の実施、④教育内容・方法等の改善のための講演等の実施、⑤改善のための情報や研究成果の収集にある。《別添資料5-1-1-B 平成28年度FD活動実施状況報告》これらの活動の内、③、④は学生支援委員会と連携して行っている。

①授業改善のためのアンケートの実施では、授業内容及び授業方法についてアンケート結果の統計的処理ないし分析を行い、アンケートのなかで学生に各々の授業についての評価を書かせることにより、学生の意見を集約している。《別添資料5-1-1-C 平成27年度前期授業改善のためのアンケート》

②春学期と秋学期の授業参観と授業評価は、教員の資質・能力の向上、教育の質的向上、授業内容の充実・授業方法等の改善のために、毎回テーマを定めて実施しているものである。平成28年度は、少人数教育及び再履修者教育方法の改善という観点から、本研究科専任教員が担当する全ての科目を授業参観の対象とした。参観後は、授業評価のための「意見交換会」を実施し、今後の改善点などについて、有意義な結果を得ている。《別添資料5-1-1-D 平成28年度授業参観実施報告書》【解釈指針5-1-1-1(4)】

③本研究科では、各学期末にインストラクターによる学生との面談を行っているが、事前にインストラクター会議を実施している。この会議では、平成27年度から導入した学生カルテを活用し、司法試験科目の成績や学習環境等を教員全員が把握できるようにしている。学生カルテは学生に交付するものではなく、公法・民事法・刑事法の必修科目担当者が当該科目履修者の成績及び所見を記載後、インストラクター会議を経て、各学生の当該学期の成績把握、学習状況の確認及び生活指導に役立てるもので、インストラクターによる学生との面談においては、学生同意の上、面談内容を記載している。《別添資料5-1-1-E 学生カルテについて》その他にも、教員と学生代表との懇談会を定期的に開催し、教育内容・方法等の改善についても学生から意見を聴取し、これに対応、回答している。

《別添資料5-1-1-F 平成29年度学生との懇談会》【解釈指針5-1-1-2(1)】

④教育内容・方法等の改善は、教員間のピアレビューにとどまることなく、外部の実務家などの講演やセミナーなどを通じて、研究者教員の実務上の知見を補充することが必要となる。本研究科附属臨床法学教育研究センター（ローセンター）が企画し、平成26年度

から学生及び教員を対象として実施しているローセンター座談会及び平成27年度に本研究科が共催となった2つの法実務技能教育支援セミナーはこれに資するものとなっている。

《別添資料5-1-1-G ローセンター座談会実施状況》【解釈指針5-1-1-2(2)】さらに、ローセンターが主体となり、熊本市内のほか、天草市、人吉市において巡回無料法律相談会を年数回開催し、研究者教員の実務的知見を高め、裁判外紛争処理能力の向上に努めている。《別添資料5-1-1-H 無料法律相談の実施状況》平成26年9月には、巡回無料法律相談の成果を「【調査報告】熊本県司法過疎地域における法的紛争をめぐる現状分析」（熊本ロージャーナル第9号、2014年9月）として公表している。【解釈指針5-1-1-2(3)】

⑤平成28年度はFD活動経費を措置して《別添資料5-1-1-I FD活動経費の配分について》FD活動を推進し、その成果について研究科内で共有している。また、嶺南大学校法学専門大学院と「学术交流に関する協定書」を締結し、教育の内容・方法等に関する情報や研究成果の集積・活用に努めている。

この他、平成27年度は、熊大FD憲章の制定に基づく部局固有（本研究科）のFD指針の作成《別添資料5-1-1-J 法曹養成研究科FD指針》及び新シラバスシステムが稼働したことから、1年生科目（前期12科目+後期11科目）について、本研究科実施要領に基づき、シラバスチェックを行った。

以上のように、本研究科は、教育内容・方法等の改善を、①～③を通じて、組織的かつ継続的に行っている。④講演会、座談会やセミナー及び巡回無料法律相談会の実施は、理論的教育と実務的教育の架橋をめぐり研究者教員と実務家教員の連携を促すとともに、理論教育を行う上でのカリキュラムの見直しや研究者教員相互間の教育の連携を高めるものとなっている。また、⑤他大学の教育内容・方法等に関する情報を積極的に活用し、改善のための取組を推進している。

2 特長及び課題等

《特長》

(1) 本研究科は、授業改善のためのアンケート、授業参観と授業評価などを実施することを通じて、教育内容・方法等の改善を図るためのFD活動を組織的かつ継続的に行っている。

(2) 実務家による座談会、セミナー及び巡回無料法律相談会を開催し、研究者教員の実務的知見を高めるとともに、これを実務家教員と連携した教育内容・方法等の改善に役立てている。

(3) 学生カルテを活用し、成績や学習環境等について教員間で情報を共有し、インストラクターによる履修指導及び学習指導等を行っている。

《課題》

とりわけ原級留置者による再履修科目について、組織的な取組による教育内容・方法等の改善を図る必要がある。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本研究科は平成28年度以降の学生募集を停止しているため、平成27年度までの学生募集について記述する。

本研究科は、公平性、開放性、及び多様性の確保を前提として、教育の理念及び目標に照らして、入学者選抜のためのアドミッション・ポリシー《資料6-1-1-①》を設定し、法科大学院パンフレット、学生募集要項、公式ウェブサイトにおいて公表し、周知に努めていた。入試説明会を入学志願者に直接に接する機会のある学内はもとより、福岡をはじめ九州各地、大阪、東京において実施し、広く広報に努めた。《別添資料6-1-1-A 入試説明会実施状況》

資料6-1-1-① 本研究科のアドミッション・ポリシー

アドミッションポリシー

幅広い教養と読解力・理解力・表現力などの基礎学力の上に、社会的正義感、法律実務家になるための適性を有し、かつ厳しい勉学に耐えうる強い意思と学習意欲のある人を求めます。

社会人にあっては、さらに豊かな社会経験を有する人を求めます。

また、2年短縮コースにあっては、これに加えて、直ちに応用的・発展的学習に入ることができる相当程度の実定法律学の基礎学力を有する人を求めます。

（出典：法科大学院パンフレット、学生募集要項、本研究科公式ウェブサイト）

基準6-1-2

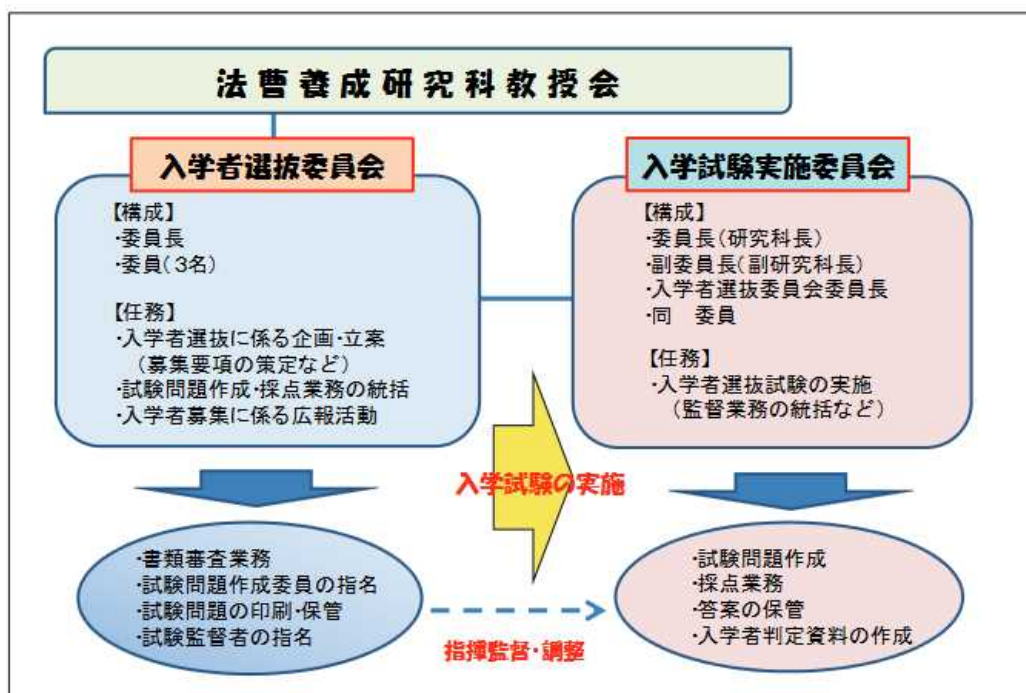
法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6-1-2に係る状況）

本研究科は、平成27年度まで、入学者選抜を円滑かつ効果的に実施するために、入学者選抜委員会と入学試験実施委員会を設置していた。入学者選抜委員会は委員長と委員3名から構成され、その業務内容は主に法科大学院適性試験の実施と入学者選抜の企画・立案、書類審査業務及び試験問題作成委員の指名、試験問題作成後の推敲、点検、印刷、保管、試験問題作成委員による採点業務の指揮監督・調整等の業務の統括であった。入学試験実施委員会は、研究科長を委員長、副研究科長を副委員長として責任体制を明確化し、試験当日の監督業務を統括していた。試験問題の作成・採点については、試験問題作成者の互選により責任者を選出していた。《資料6-1-2-①、別添資料6-1-2-A 平成27年度法曹養成研究科（第1期募集）入学試験実施要項》

また、法学既修者認定試験についても、入学者選抜委員会の統括の下に行われていた。

資料6-1-2-① 本研究科の入試実施体制



（出典：人文社会科学系事務課作成資料）

基準6-1-3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

本研究科は、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実施するために、本学の設置している法学部の卒業見込みの者又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について、優先枠を設けるなどの優遇措置を一切講じていない。また、法律科目試験の作成においては、自大学法学部の定期試験問題と同一又は類似の問題を出題しないよう確認し、すべての入学志願者に対する公平性及び開放性を確保していた。本研究科における本学法学部からの出身者の割合は、平成25年度44.44%、平成26年度25.00%、平成27年度44.44%となっており、決して高いものではない。《様式2-1 入学者選抜の状況》【解釈指針6-1-3-1(1)】

また、本研究科は、入学者に対して一切の寄付などの募集をしていない。【解釈指針6-1-3-1(2)】

本研究科は、身体に障害がある者に対しても受験の機会を保障するために、身体に障害のある者については入学選抜試験出願にあたり申し出てもらい、その障害に対する措置をとることにしている。これまで身体に障害がある者が受験した例は、平成24年度第2期募集において、聴き取りが多少不自由である受験生からの相談により、最前列での受験及び試験時の注意事項を紙面で周知するという配慮を行った。【解釈指針6-1-3-1(3)】

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

本研究科は、平成27年度までの入学者選抜にあたって、適性試験をはじめ、入学試験の成績、学部等における学業成績、学業以外の活動実績等を総合的に考慮して、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を適確かつ客観的に評価していた。本研究科の入学者選抜試験及び法学既修者認定試験における合否判定方法は、年度や選抜期において異なるが、平成27年度第1期募集は次のとおりであった。《別添資料6-1-4-A 平成27年度学生募集要項》

入学者選抜試験では、①出願時の提出書類であるⅠ法科大学院適性試験の成績カード、Ⅱ履歴書、Ⅲ成績証明書、Ⅳ自己推薦書(A)法律実務家を目指す志望動機(800字)以内、(B)社会への関心(1600字)、Ⅴ資格取得、外国語能力等の法律実務家のキャリア形成に相応しい資格及び能力に関する証明書と、3年標準コースは②小論文、2年短縮コースは法律科目試験により合格者を判定していた。その配点基準は、3年標準コースが適性試験100点、書類審査80点、小論文300点の総計480点、2年短縮コースが適性試験100点、書類審査80点、法律科目試験320点の総計500点である。《別添資料6-1-4-A 平成27年度学生募集要項10頁》【解釈指針6-1-4-1】なお、法科大学院の履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等を担保する必要があるが、適性試験の成績が下位15%の成績取得者は合格対象者としていない。《様式2-1 合格者における適性試験の平均点及び最低点》【解釈指針6-1-4-2(1)】

法学既修者認定試験は、3年標準コースに合格した者のうち、2年短縮コースに入学を希望する者に対して行われる論述試験である。その内容は、本研究科において1年次必修とされている3分野6科目(平成25年度までは行政法を含む7科目だった)の基本科目につき履修免除に足りる法律学の基礎学力を備えているという観点から、学説・判例の到達点とその基礎的な理解を問う論述試験であった。《別添資料6-1-4-B 入学者選抜方法の変更》【解釈指針6-1-4-4】

以上のように、本研究科は、少人数教育の徹底を図るために必要な入学者の適性、及び能力等を適確かつ客観的に評価する入学者選抜を行っていた。

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

家庭医としての能力だけでなく、新たな法的ニーズにも対応できる専門医としての能力を備える法曹を養成するためには、法学部の卒業見込み者（新卒者）のみならず、社会人をも含めて、多様な知識又は経験を有する者を受け入れる必要がある。そこで、本研究科は、次の取組を行った。

第1は、試験会場の複数化であり、熊本会場のみならず、東京会場、大阪会場に加え、福岡会場、鹿児島会場でも入学者選抜試験を実施し、平成27年度第3期募集における熊本会場での適性試験第4部利用入試も行い、これまで以上に多様な知識又は経験を有する者が入学者選抜にアクセスし易いように条件整備を図った。

第2は、大学等の在学者について、学部を問わない学業成績のほかに、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価できるように、出願時の提出書類の一つとして自己推薦書に学業以外に関する事項の記入を求めている。【解釈指針6-1-5-1(1)】また、社会人などの実務経験や社会経験等についても自己推薦書に記載することを求めている。【解釈指針6-1-5-1(2)】

第3は、社会人と法学部等以外の卒業者を対象とした優先枠を設け、社会人及び法学部等以外の卒業者が合格者の3割以上含まれるように努め、その割合は平成25年度44.44%、平成26年度25.00%、平成27年度33.33%となっており、おおむね3割が入学している。《様式2-1 入学者選抜の状況》また、平成27年度入試では、社会人特別選抜についても導入した。《別添資料6-1-4-A 平成27年度学生募集要項4、11頁》【解釈指針6-1-5-1(3)】

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本研究科の平成29年度の収容定員は12人であり、平成29年5月1日現在の在籍状況は13人であるから、収容定員を一時的に上回っている。これは原級留置者を理由とするものであり、研究科全体で少人数教育の効果的学習について取り組み、原級措置者の進級及び修了を目指している。

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

(基準6-2-2に係る状況)

本研究科は優秀な学生を確保し、少人数教育の充実により一層努めるため、平成26年度からの入学定員をそれまでの22人から16人に見直した。入学者選抜試験を本学のほか、東京、大阪に加え、福岡、鹿児島と会場を増やして実施するのみならず、平成26年度は年に4回入学者選抜試験を実施し、受験機会を増やす等、定員充足率・入学者を増やすための様々な努力をしてきた。

平成25年度からの入学者数及び定員充足率は、平成25年度9人・40.90%、平成26年度8人・50.00%、平成27年度9人・56.25%と推移していたが、平成28年度以降は学生募集を停止している。《様式2-1 入学者選抜の状況》

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

法科大学院志願者は全国的に減少しており、本研究科の入学定員充足率及び学生定員充足率もその影響を受けてきた。このため、本研究科では次のような取組を行ってきた。

平成25年度入学者選抜から3年標準コースと2年短縮コースを区分して募集を行い、長期履修制度及び転入学制度を導入した。平成26年度入学者選抜からは、入学定員を22人から16人とし、優秀な学生を確保し、より一層の少人数教育の充実に努めるとともに、福岡試験会場を追加した。また、法律科目試験時間及び出題科目の見直しを行った。平成27年度入試から3年標準コースに社会人特別選抜試験を導入、鹿児島試験会場を追加した。

このように、入学試験会場、受験機会を増やし、社会人特別選抜試験を取り入れるなど、定員充足率・入学者を増やすための様々な努力をしてきた。平成27年度入学者選抜においては、その効果が表れ始めたが、現在の法科大学院を取り巻く社会情勢等を総合的に勘案した結果、平成28年度からの学生募集停止を決定した。

入学者選抜における受験者数を合格者数で除した競争倍率は、平成24年度から平成26年度までは2倍以上であったが、平成27年度は1.72倍と始めて2倍を下回った。《資料6-2-2-① 53頁》【解釈指針6-2-3-2】

2 特長及び課題等

《特長》

本研究科は、公平性、開放性、及び多様性の確保を前提として、教育の理念及び目標に照らして、入学者選抜のためのアドミッション・ポリシーを設定し、公表してきた。

入学者選抜は、責任ある組織と体制の下で実施され、これにより入学志願者に選抜を受ける公正な機会を確保していた。本研究科の入学者構成比は、法学部出身者のみならず社会人・非法学部生の比率は大きいものとなっていた。これは、様々な生活基盤をもつ人材を集めて教育する中で議論が深まるという効果をもち、多様性の確保というアドミッション・ポリシーに合致していたといえる。

《課題》

入学志願者の激減に伴い、合格者数の決定とその質の確保との板挟みのなかで苦慮し、入学定員の見直しを行い、選抜区分の変更、試験会場、受験機会を増やすなど、定員充足率・入学者を増やすための様々な努力をしてきた。入試説明会を広く実施するなど、入学志願者を増加させる取組の強化をできうる限り試みたが、現在の法科大学院を取り巻く社会情勢等を総合的に勘案した結果、平成28年度以降の学生募集を停止した。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

本研究科では、新入生・在学生ガイダンスにおいて、理論と実務との関係及び法科大学院における学習方法等の具体的説明のほか、本研究科の卒業生である司法試験合格者を招いて在学中の履修や学習の実際について語ってもらうなどし、学生が効果的・意欲的な履修を行うよう配慮していた。《別添資料7-1-1-A 平成27年度新入生・在学生ガイダンス予定表》【解釈指針7-1-1-1】

個別的学習支援として、専任の研究者教員と実務家教員がペアを組み、インストラクターとして履修指導・学習相談等を行っている。《別添学生便覧5頁》

また、各学期末には、インストラクター会議を開催して学生全体の修学状況を把握したうえで、インストラクターが成績資料をもとに担当学生への個別的指導を行っている。さらに、学習支援としてよりいっそうの教育効果を上げるため、平成27年度からは専任教員による課外ゼミを開設している。《別添資料7-1-1-B 平成29年度課外ゼミ開講予定表、別添資料7-1-1-C 労働法課外ゼミ配布資料》

(1) 入学時の学習支援（平成27年度まで）

法科大学院教育への導入として、とりわけ法学未修者を対象に、入学前学習指導を実施していた。担当教員が基礎的理解の確認のために電子メールなどを使って、課題の送付、解答の返送、添削後の再返送という双方向的な指導を行い、これと並行して、入学後の学習体験を兼ねて面接授業を実施し、入学前学習の進行状況を確認していた。《別添資料7-1-1-D 平成27年度入学予定者に対する入学前学習指導》入学後については、1年次必修科目担当者会議やインストラクター会議を通じて、法律基本科目の学習が適切に行われるよう指導している。【解釈指針7-1-1-2】

(2) オフィス・アワー

専任教員は全員オフィス・アワーを週2コマ設定し《別添学生便覧5～6頁》、一覧表を授業時間割とともに配布している。《別添資料2-1-1-C 平成28年度オフィス・アワー一覧表》なお、学習相談等を行う場所は各教員の研究室のほか文法棟本館2階に学生指導室を設けており、その充実に努めている。《別添学生便覧95頁》【解釈指針7-1-1-3】

(3) 教育補助者による学習支援

学生の自主学習の支援制度として、アカデミック・アドバイザー（AA）の制度を設けている。AAは、本研究科出身の弁護士を含めた若手弁護士を中心に構成され、自主ゼミ等に

において指導・助言を行っている。学生支援委員会は、学習支援業務の内容について AA と連携し、AA との懇談会を開催する等、受験技術に偏ったものとならないよう指導内容や実施状況を確認している。《別添資料 7-1-1-E アカデミック・アドバイザーによる論文作成演習ゼミ及び基礎力養成ゼミ実施計画、別添資料 7-1-1-F 平成 28 年度学習支援業務報告》なお、学生の自主学習の支援については、熊本県弁護士会法曹養成・研修委員会の協力を得ており、より効果的な学習支援の在り方について、適宜、同委員会との間で協議を重ねている。【解釈指針 7-1-1-4】

さらに、非常勤職員を 2 名雇用して授業収録を行い、収録映像をすべてサーバーにあげて、学生がいつでもどこからでも授業内容を再確認できるようにしていたが、財政上の理由及び利用実績を踏まえて、平成 27 年度からは行っていない。

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

本研究科では、平成 21 年度より独自の給付式奨学金制度を設け、成績上位者（平成 24 年度からは前学期の GPA 上位者）に対し、授業料相当額を給付している。《別添資料 7-2-1-A 法曹養成研究科奨学金給付要領、別添資料 7-2-1-B 奨学金受給者選考基準》平成 24 年度以降の給付実績は資料 7-2-1-①のとおりである。

資料 7-2-1-① 研究科独自の奨学金給付実績

学期	学年	給付人数				
		H24	H25	H26	H27	H28
前学期	1	3	4	2	1	—
	2	—	4	5	5	3
	3	—	—	1	4	3
後学期	1	4	4	3	3	—
	2	—	3	4	3	3
	3	—	—	4	4	3
通年	2	8	—	—	—	—
通年	3	8	7	—	—	—

*平成 24 年度入学者から、前学期と後学期に分けて支給を決定している。

(出典：人文社会科学系事務課作成資料)

貸与式の奨学金については、日本学生支援機構の奨学金を利用することを勧めている。これらの奨学金（教育ローンも含めて）については学生便覧や法科大学院パンフレットなどに掲載し、その他の財団や企業等による各種の奨学金については法曹養成研究科掲示板に掲示して、学生に周知している。奨学金の利用実績は資料 7-2-1-②の通りである。なお、本研究科の 2 年短縮コースは「教育訓練給付制度」の対象講座として指定を受けている。《別添学生便覧 19～20 頁》

資料7-2-1-② 日本学生支援機構の奨学金利用実績

年度	予約・在学	種別	申請者数	採用者数
平成24年度	予約	第1種	6	5
	在学	第1種	7	5
		第2種		2
		併用		0
平成25年度	予約	第1種	1	1
	在学	第1種	3	2
		第2種		0
		併用		1
平成26年度	予約	第1種	2	2
	在学	第1種	4	2
		第2種		0
		併用		2
平成27年度	予約	第1種	0	0
	在学	第1種	5	3
		第2種		0
		併用		2
平成28年度	予約	第1種	0	0
	在学	第1種	0	0
		第2種		0
		併用		0

(出典：人文社会科学系事務課作成資料)

入学金・授業料の減免については、全学の制度として、経済的理由によって入学金又は授業料の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者について、入学金又は授業料を全額又は半額免除する制度がある。

また、平成28年熊本地震を受け、入学料及び授業料の免除の「震災特別枠」及び「熊大復興の意気や溢るる奨学金制度」が創設され《別添資料7-2-1-C 平成28年熊本地震により罹災した学生に係る入学料及び授業料の免除に関する規則、別添資料7-2-1-D 熊本大学「熊大復興の意気や溢るる奨学金」制度実施要項》、本研究科からも1名が平成28年度前後期分の授業料全額免除及び月額3万3千円（原則1年間）の緊急支援奨学金の支給を、1名が前期分の授業料半額免除を受けた。

入学料・授業料・奨学金の利用については、学生支援部経済支援担当が授業料免除ガイドンスを行っている。この制度の実績については、資料7-2-1-③の通りである。

【解釈指針7-2-1-1】

資料7-2-1-③ 授業料免除実績

平成24年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
入学料	4	-	-	4
前学期授業料	10	-	7	3
後学期授業料	8	-	7	1
平成25年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
入学料	3	-	1	2
前学期授業料	8	1	4	3
後学期授業料	4	-	4	-
平成26年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
入学料	3	-	-	3
前学期授業料	7	1	2	4
後学期授業料	6	2	3	1
平成27年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
入学料	3	-	1	2
前学期授業料	5	3	-	2
後学期授業料	7	5	-	2
平成28年度				
	申請者数	全額免除	半額免除	不許可
前学期授業料（一般枠）	3	2	1	0
後学期授業料（一般枠）	4	3	1	0
前期授業料（震災特別枠）	2	1	1	0
後期授業料（震災特別枠）	2	1	0	1*

*一般枠で全額免除

（出典：人文社会科学系事務課作成資料）

（2）学生生活に関する支援

学生の健康診断及び健康相談については熊本大学保健センターが行っている。毎年4月に行われる定期健康診断のほか、健康相談、特別健康相談、心とからだの悩みなんでも相談、学生心理相談、生活習慣病相談、性に関する相談などが行われている。《保健センターウェブサイト（学内専用）<http://hcc.kumamoto-u.ac.jp/>》また、本研究科では、ガイダンスの際に、教職員及び学生を対象に、保健センターの医師によるメンタルヘルス・ケア講演会を開催し、学生の精神的健康の保持・増進、不健康状態が生じた場合の対応方法

などについての講演を行っている。《別添資料7-1-1-A 平成27年度 新入生・在学生ガイダンス予定表》

学生の生活相談については、本研究科では、学生支援委員会での対応をはじめ、学年チーフインストラクターやインストラクターが細やかに対応している

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の各種防止等に関しては、関連規則及びガイドラインを作成するとともに、対応する全学委員会の下で、一般相談窓口とは別に各部局に相談員を置いて、相談体制を整えている。また、パンフレットを作成・配布して、防止制度の周知に努めるとともに、研修会や講演会を開催して、啓発や防止に努めている。《別添資料7-2-1-E ハラスメントの防止等に関するガイドライン》

(3) 熊本地震発生時及びその後の支援

平成28年4月に発生した熊本地震の際には、在学生の被害状況の把握に努めるとともに、司法試験を直前に控えている法務学修生の学習環境確保を急務の課題とし、法科大学院協会に支援を要請した。《別添資料7-2-1-F 法科大学院協会会員校への支援要請》法科大学院協会会員校の協力により、4名の学生が受け入れ大学の図書館や宿舍等を無償提供してもらい、学習に専念することができた。《別添資料7-2-1-G 熊本地震に伴う法曹養成研究科学生被災状況等》

地震後は、全学的に保健センター及び学生支援室が、地震による学生生活の影響を調べるために、学生の精神的健康及び睡眠への影響とそれらに関連する要因等について、「震災後の学生状況把握に向けたアンケート」の調査を実施し、学生の精神面及び健康面のケアを行った。《別添資料7-2-1-H 「震災後の学生状況把握に向けたアンケート」調査結果》【解釈指針7-2-1-2】

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

(1) 施設・設備について

身体に障害のある学生のための施設・設備の整備・充実に関しては、車椅子での移動を想定して、文法棟本館、南棟及び全学教育棟F棟については、廊下などの段差を解消するためにスロープを設け、また、学生自習室についても身体障害者用のエレベーターやトイレを設置するなどしてきた。さらに、障害のある学生がより円滑に校舎内を移動できるようにするため、校舎入口のドアを自動ドアにするとともに、履修相談等に対応するため、事務室内にもスロープを設置している。

さらに、法廷教室では、裁判官・裁判員席9席のうち、一番端の席を取り外し可能にして、車椅子ごと裁判席に着けるように配慮している。《別添学生便覧 94～101 頁》

(2) 支援体制

いわゆる障害者差別解消法の施行に伴い、本学では、平成27年11月に学生支援部に学生支援室が設置された。臨床心理士の資格を持つ助教1名、有期雇用のソーシャルワーカー（社会福祉士）1名が配置されている。《別添資料7-3-1-A 学生支援室パンフレット》本研究科では、学生支援委員会がその窓口となり、その者の障害の内容及び程度に配慮して適切な支援体制をとることにしているが、これまでに、特別な支援の実施実績はない。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

職業支援（キャリア支援）については、インストラクターが担当学生について個別に対応しているものはもちろん、組織的な対応としては、本研究科の学生支援委員会がある。この委員会は、官庁・企業なども含めて学外との連携をとりながら、学生の目指す進路の選択について相談を受け助言をすることになっている。また、文法棟本館2階にキャリア支援室を設けており、そこに就職・進路に関する情報・資料を備えて学生に提供するとともに、相談等を受けることにしている。《別添学生便覧95頁》しかし、学生のほとんどが法曹志望であるため、主として、インストラクターが個別に対応して、学生の希望を聞きながらきめ細かな指導・助言を行っている。また、ローセンターで実施している法曹を招いての座談会は、法曹界だけでなく、その周辺法律専門職（裁判所書記官、検察庁職員、市役所職員等）について、在学生、修了生に対する就職情報の提供としての役割をも担っている。《別添資料5-1-1-G ローセンター座談会実施状況、別添資料7-4-1-A ローセンター座談会開催案内》

就職支援・進路相談に関する熊本大学の全学組織としては、熊本大学進路支援委員会があり、また、事務組織としては学生支援部キャリア支援課が設けられており、学生の進路・就職などについての相談に応じている。

《キャリア支援課ウェブサイト <http://www.kumamoto-u.ac.jp/careersupport>》

司法試験合格者に対しては、司法研修所入所前の事前修習として、熊本県弁護士会及び九州弁護士会連合会の協力のもと、法律事務所での実地研修を実施し、法律実務の実地体験を積むことにより、司法修習をさらに充実したものにできるようにしている。司法修習終了後に熊本県内での弁護士開業を希望する者に対しては、実務家教員（弁護士）において個別に就職相談や就職先の斡旋を行い、これまで希望者のすべてが熊本県内の法律事務所就職できている。

なお、本研究科では、修了者の司法試験合格までの学習支援制度として、「法務学修生」の制度を設けている。この制度により、修了生は、本研究科を修了した後も在学中と同様に自習室等の利用、判例・法令データベース（LEX/DB、LLI）のID付与、課外ゼミ、AAによる自主ゼミ等への参加が可能となっている。在籍期間は6か月単位で最長5年を超えない範囲で更新することが認められている。《別添資料7-4-1-B 法曹養成研究科法務学修生に関する要項》

2 特長及び課題等

《特長》

(1) ここ数年の入学者数及び在学者数の減少は顕著であるが、このことは、少人数の学生に対し、より手厚くフォローすることを可能にしている。インストラクター制度においては、前記のとおり、在学生及び法務学修生1～4人あたりに専任の研究者教員と実務家教員の1ペアという体制を組んでおり、講義においても少人数クラスによるきめ細やかな指導がなされている。平成28年度における1講座の受講生は最大で10人であり、受講生1人に教員1人というマンツーマンの講座も7講座ある。さらに、民事裁判演習や刑事公判演習の模擬裁判においては、5人の受講生に対して、実務家教員が2名(民事裁判演習)あるいは3名(刑事公判演習)ついて、それぞれの訴訟当事者の立場における訴訟活動について個別に指導している。

(2) 若手弁護士を中心としたアカデミック・アドバイザーの制度を設けて、学生の自主的な学習をサポートしているほか、熊本県弁護士会との連携・協議を通じて、よりよいサポートシステムの在り方を検討している。

(3) 大学院法曹養成研究科独自の奨学金制度を設けており、平成24年度及び平成25年度については、学期ごとに成績優秀者4名について、半期分の授業料と同額の奨学金を支給した。また、平成26年度以降については、支給者数を学期ごとに成績優秀者3名に改めた。これにより学生の経済的負担は大いに軽減されている。

(4) キャリア支援室を設けて、学生の就職・進路に関する情報・資料を備え、学生の自由な利用に供しており、主にインストラクターが個別の相談に応じている。

(5) 熊本県弁護士会及び九州弁護士会連合会と協力連携し、司法修習前の実地研修を実施し、司法修習をさらに充実したものにできるようにしている。また、熊本県内での開業希望者への就職サポートを行っている。

(6) 修了生に対する学修支援制度として法務学修生制度を設けて、修了生に対しても在学時と同様の学習環境を保障し、就職・進路に関する情報・資料を提供している。

《課題》

学生の募集停止はしても、支援体制を弱体化させることなく、今後、在学生・修了生を最後まで支援していくことが最大の課題である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科は法曹養成専攻1専攻である。平成29年度時点において、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有する専任教員を17人置いている。これらの教員は、「(1)専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」又は「(2)専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」に該当し、かつ「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」である。【基準8-1-2】

本研究科の規模(平成29年度収容定員12人)を基準にして置かれるべきとされる専任教員の数12人であるから、17人の専任教員を置いている本研究科は十分な数の専任教員を置いていることになる。【基準8-2-1】

本研究科では、「法律基本科目」(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員(研究者教員)を置いている。【基準8-2-2】

また、「法律基本科目」など「教育上主要と認められる授業科目」については、原則として専任教員を配置しており、これらの授業科目のうちの必修科目については約9割の科目を専任教員が担当しており、専任教員の担当授業科目の比率も適正であるといえる。

【基準8-2-3】

実務家教員については、専任教員1人、みなし専任2人を置いており、必要とされる3人の基準を満たしている。【基準8-2-4】

そして、この実務家教員の内訳は、弁護士3人であり、実務家教員のうち少なくとも3分の2は法曹としての経験を有する者であるという基準も満たしている。【基準8-2-5】

なお、本研究科では、平成29年度において、非常勤教員(兼任教員、兼任教員)は31人(学内措置によるみなし専任1人を含む)おり、主として「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」を担当している。

基準 8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本研究科は、平成 29 年度現在、17 人の専任教員を置いているが、その内訳は、研究者教員 14 人、実務家教員 3 人である。

研究者教員については、研究業績及び教育業績に照らし、「(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」に該当し、かつ「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」であると認められる者を採用している。

なお、上記研究者教員 14 人のうち、岡本教授については広島大学大学院法務研究科設置の際に、橋本、平田、松原の 3 人の教授と若色准教授については本研究科設置の際に、設置審の教員審査において「適格」と判定されている。

3 人の実務家教員については、弁護士又は検察官としての十分な経験からして、「(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」に該当するとともに、主として「法律実務基礎科目」を担当し、十分な教育経験を有していることから「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力がある」と認められる。なお、上記実務家教員 3 名のうち猿渡教授については、本研究科設置の際に、設置審の教員教授職審査において「適格」と判定されている。

上記 17 人の専任教員は、すべて本研究科にのみ所属しており、他学部又は他研究科の専任教員の数に含まれてはいない。【解釈指針 8-1-2-1】

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

本研究科では、教員の採用及び昇任について、学長の許可後、教授会が人事委員会の発議に基づいて選考委員会を設け、同委員会が候補者について業績、学歴、職歴、その他必要な調査を行い、選考を行う。《別添資料 8-1-3-A 熊本大学大学院人文社会科学研究所教育職員選考内規》選考にあたっては、選考基準に基づき、大学院法曹養成研究科における教育を担当するのにふさわしい教育・研究上の能力を有していることを候補者の必須の要件としている。《別添資料 8-1-3-B 法曹養成研究科教育職員選考基準》

採用にあたっては、基本的に公募により選考を行うこととしており、そこで候補者による模擬授業の実施及び面接などを求めることによって、その教育上の能力を判断している。

兼任教員や兼任教員の採用に当たっては、全学及び研究科の取扱要領に基づき、教授会において選考（審査）を行っている。《別添資料 8-1-3-C 熊本大学における非常勤講師の採用に関する取扱要領》

教員の教育上の指導能力等について、定期的には、授業参観、授業評価や授業改善のためのアンケート実施により、また教員の個人活動評価において、研究面も含めて確認している。《別添資料 8-1-3-D 大学院法曹養成研究科教員の個人活動評価実施要領》

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本研究科は法曹養成専攻のみ1つの専攻設置であり、平成29年度時点で17人の専任教員を置いている。その全員が本研究科に限って専任教員として取り扱われており、他の研究科等の専任教員を兼ねてはいない。【解釈指針8-1-2-1】

本基準の前半部分で述べられている「平成11年度文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）」は、本研究科については「7人」である（5人〔研究指導教員の数〕 $\times 1.5=7.5$ 人）。

次に、「同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数」は、「5人」である。したがって、本基準の前半部分に述べられているところによれば、本研究科が置かなければならない専任教員数（最低限必要な教員数）は、「12人（7人+5人）」ということになる。

この基準の後半部分に述べられている「同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること」については、「15人（20人 $\times 3/4$ ）につき1人の専属専任教員が置かれていること」となる。

本基準では、その前半部分に述べられている人数（12人）が満たされていると同時に、後半部分に述べられている人数（15人につき1人）が満たされていることが必要であるが、本研究科では、平成29年度時点で17人の専任教員を置いており、また、平成29年度の収容定員は12人であるから、12人以上及び15人につき1人の基準を十分に満たしている。そして、このように、本基準に定める数を5人も超えた専任教員を置いているのは、【基準8-2-3】の分析のところで記載しているように、「法律基本科目」・「法律実務基礎科目」はもちろん「展開・先端科目」にも適切に専任教員を配置することによって教育を充実させ、本研究科の教育上の理念・目標を実現するためである。【解釈基準8-2-1-3】また、専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は原則として教授であることが必要とされているが、本研究科の専任教員17人のうち8人が教授であり、この基準もおおむね満たしている。《資料8-1-2-① 67頁》【解釈指針8-2-1-2】

基準8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8-2-2に係る状況）

本研究科においては「法律基本科目」すべてについて研究者教員である専属専任教員を配置している。その担当教員数は、憲法1人、行政法1人、民法3人、商法2人、民事訴訟法1人、刑法1人、刑事訴訟法1人である。

これらの専属専任教員は、【基準8-1-2】の分析のところで述べたように、全員が、「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」であり、かつ、「専門分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」である。

したがって、本研究科における法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員が置かれている。

基準8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準8-2-3に係る状況)

本研究科の「教育上の理念・目標」は、第1に「法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育」であり、第2に「豊かな人間性、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成すること」である。

そのため、「法律基本科目」や「法律実務基礎科目」を充実させて、プロセスとしての法曹養成教育を実施している。他方、司法試験受験科目に偏った履修をせず、本研究科において用意されている科目を幅広く履修することを学生に勧めるべく、「展開・先端科目」に専任教員3人を配置して、その充実を図っている。

本研究科における専任教員の配置については、平成29年度時点にて、「法律基本科目」を13人の専任教員(研究者教員12人、実務家教員1人)で担当しており、「法律実務基礎科目」については、3人の実務家専任教員が担当している。本研究科では、各科目群における学生の履修すべき単位数やその授業形態などから考え、すべての科目群について適正となる専任教員の配置を実現している。また、年齢構成についても、40歳未満2人、40歳～49歳8人、50歳～59歳4人、60歳～64歳3人とバランスのとれた構成となっている。

【解釈指針8-2-3-1】

本研究科においては、「教育上主要と認められる科目」としては、「法律基本科目」及び「法律実務基礎科目」(「法科大学院のコアとなる科目」と「展開・先端科目」のうち本研究科の専門としての履修モデルの中心となる科目(「法科大学院においてカリキュラムの特色として掲げる科目」)とを挙げることができる。後者の科目としては、公共政策法務、地方自治法、高齢者財産管理と法、社会保障法、労働法Ⅰ、労働法Ⅱ、知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ(平成28年度は不開講、平成29年度は履修希望者なしのため不開講)、倒産法Ⅰ、倒産法Ⅱ、中小会社法などを挙げることができる。

本基準では、これらの科目のうち必修科目については、その授業のおおむね7割以上が専任教員によって担当されていることが要求されている。本研究科におけるこれらの科目についてみると、平成29年度時点において、必修科目は「法律基本科目」及び「法律実務基礎科目」の32科目(選択必修科目の3科目を含む)であり、「法律基本科目」開設24クラスのうち、23クラスを専任教員のみが担当している。「法律実務基礎科目」については、開設8クラスのうち、4クラスが専任教員のみ担当、ほか4クラスを兼任教員とのオムニバス方式の授業科目としているが、1人の専任教員がシラバス責任者となって、シラバスの作成はもちろん、その授業科目全体の運営や成績評価について責任を負っている。《様式1 開設授業科目一覧》したがって、この基準を当然満たす。

基準8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専属専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-2-4に係る状況)

本基準に述べる「基準8-2-1に定める専任教員の数」は「12人」であるから、その「2割」は「2.4人」である。そうすると、本研究科では、専任教員の「おおむね2割以上」とは「3人以上」の専任教員をいうことになり、この3人以上の専任教員が「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」であればよいということになる。

そして、この3人に「3分の2を乗じて算出される数……の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる」ので、本研究科ではその数は「2人」である。つまり、本基準において要求されている専任教員の数は「3人」であるが、そのうち「2人」については「みなし専任」で足りるということである。

本研究科には専任の実務家教員は平成29年度時点で3人（うち「みなし専任」2人）、弁護士3人の構成である。このほか、学内措置による「みなし専任」1人を配置している。実務家教員とは毎年、契約書を交わしており、従事すべき業務の内容を相互に確認している。《資料8-2-4-①》【解釈指針8-2-4-2】

これらの教員については、その職歴からも明らかなように、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること」については問題がない。そして、これらの実務家教員が担当する科目は、以下に示すように、その実務経験との関連が認められる科目である。《様式3 教員一覧》【解釈指針8-2-4-1】

資料8-2-4-① 実務家教員の職務内容

(従事すべき業務の内容)

第1条乙は、大学院法曹養成研究科の次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 法律実務基礎科目群に属する科目6単位以上の授業に関すること及び法学部開講科目の授業に関すること。
- (2) 附属臨床法学教育研究センターの業務に関すること。
- (3) 学生の指導に関すること。
- (4) カリキュラム編成に関すること。
- (5) 臨床法学教育の実施に関すること。
- (6) 法律実務の研修に関すること。
- (7) 教授会に出席すること。
- (8) 各種委員会業務に関すること。
- (9) その他上記業務に附随すること。

(出典：平成29年度契約書より抜粋)

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

本研究科では、「基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員」は、平成 29 年度時点で 3 人であり、3 人全員が「法曹としての実務の経験を有する者」である。

本基準は、このような実務家教員のうち、少なくとも 3 分の 2 が法曹ないし法曹経験者であることを要求しているが、本研究科では実務家教員 3 人全員が法曹（弁護士）であるから、当然、この要件を満たす。《様式 3 教員一覧》

8-3 教員の教育研究環境

基準8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8-3-1に係る状況)

本研究科の専任教員においては、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間30単位を超える授業を負担する者はいない。専任教員17名中15名について年間20単位を超えない授業負担となっており、授業準備や履修者指導に支障が発生している事実もない。《様式3 教員一覧、教員分類内訳》【解釈指針8-3-1-1】

したがって、本研究科の教員の授業負担は適正な範囲内にとどめられているといえる。

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本研究科では、「国立大学法人熊本大学教員のサバティカル研修に関する規則」に基づいて、「熊本大学大学院法曹養成研究科サバティカル研修に関する細則」《別添資料 8-3-2-A》、平成 29 年度からは「熊本大学大学院人文社会科学部における法学系教員のサバティカル研修に関する細則」《別添資料 8-3-2-B》を設けている。

これによると、「本学の教員として勤務を開始した日から起算して 5 年以上継続して勤務し、かつ、本研究部において教育、研究、管理・運営等に特に高い貢献をし、研修後において本学での研究・教育に貢献できる者」については、「原則として 1 年以内の継続する期間」についてサバティカル研修を行うことができる。そして、サバティカル研修の期間中は、講義等の教育、入試関係業務、各種委員会業務、教授会への出席その他本研究科の管理・運営に関する役割等の一部又は全部を免除することになっている。

この規定に基づき、平成 27 年度に 1 名、平成 28 年度に 1 名の専任教員が 1 年のサバティカル研修を活用して、研究活動に専念した。《資料 8-3-2-①》

資料 8-3-2-① 本研究科教員のサバティカル研修実績

教員名	研修期間	研修の概要
若色敦子 准教授	H27. 4. 1-H28. 3. 31	平成 27 年 4 月～8 月までは熊本大学で講義を担当しながら、同 9 月～28 年 3 月までは講義を担当せず、会社法及び消費者法に関する研究に従事。
松永詩乃美 准教授	H28. 4. 1-H29. 3. 31	台湾の東呉大学を研究拠点とした中国・台湾の国際通貨に関する実質法規定及び国際私法、国際民事訴訟法規定の調査。東呉大学法学部の国際私法学者との共同研究。

(出典：サバティカル研修従事申出書(様式 1) 及び報告書(様式 2) から抜粋)

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-3-3に係る状況)

本研究科では、人文社会科学系事務課に法曹養成研究科担当の事務職員を配置するとともに、専任教員の教育上及び研究上の職務の補助業務を行うため、人文社会科学系事務課とは別に「法曹養成研究科事務室」を設け、同室配属として非常勤職員を1名置いている。

職員採用にあたっては、学歴・職歴などを詳細に審査したうえで、面接を実施し、補助業務を適切に行うことができる資質・能力の有無を確認している。研究科事務室では、主に教員個人研究費の予算管理、図書を含む物品の購入、図書の配架及び管理等を行っており、教員が教育、研究活動へ専念できるよう補佐している。

2 特長及び課題等

《特長》

(1) 本研究科では、【基準8-2-1】において配置しなければならないとされる専任教員の数「12人」を大きく上回る数の専任教員を置いており、平成29年度時点で17人の専任教員を置いている。

これらの専任教員はすべて「専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」もしくは「専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」であって、「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者」である。

(2) 平成29年度時点で研究科に在籍する専任教員17名のうち、教授は8人、准教授は8人及び講師1人であり、教員年齢は30歳代から60歳代までバランスのよい年齢構成になっている。また、本研究科における教育上主要と認められる科目、とりわけ、そのうちの必修科目27科目について専任教員がすべて担当している。

したがって、適正なバランスのとれた教員組織の構成の下で、責任ある教育体制が構築されている。

(3) 実務家教員については、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者」として【基準8-2-4】において本研究科に要求される人数は「3人」である。

本研究科ではこの実務家教員を平成29年度時点で専任教員1人、「みなし専任」として2人、さらに学内措置により1人を配置している。全員が法曹であることから、理論教育と実務教育との架橋をはかるための教育人員体制も十分に整っているといえる。

《課題》

これまでに2名がサバティカル研修を実施したが、教員が担当する科目等によっては、サバティカル期間中の代替教員の確保などが困難な場合があり、サバティカル研修を十分に利用することが難しい状況は否定できない。この点について、人文社会科学研究部の中での教育連携等を検討する必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本研究科は、法科大学院の運営に関する重要事項、すなわち教育課程、教育方法、成績評価及び修了認定等に関する事項を審議する会議として、熊本大学教授会等規則及び熊本大学大学院法曹養成研究科教授会規則に基づき、法曹養成研究科教授会を置いている。

【解釈指針9-1-1-1】教授会は、本研究科の授業を担当する専任の教授、准教授及び講師のほか、法学部長、副部局長2人によって構成され、本研究科の専任の長である法曹養成研究科長が議長を務める。《資料9-1-1-①、9-1-1-②》教授会開催前には、各主要委員会委員長を構成員とする運営委員会を開催し、重要事項の審議、教授会への提案内容等の確認を行っている。《資料9-1-1-③》【解釈指針9-1-1-2】なお、平成29年4月に人文社会科学研究部が設置されたため、人事及び予算等の事項については、人文社会科学研究部教授会において審議することとなった。

上記のように、法科大学院の運営に関する重要な事項は教授会で審議・決定されており、運営の独自性は担保されている。【解釈指針9-1-1-3】

資料9-1-1-① 熊本大学教授会規則

第2条 各学部、大学院各研究科、大学院各研究部及び大学院各教育部（以下「学部等」という。）に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学部等の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部等の長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（出典：熊本大学教授会規則）

資料9-1-1-② 法曹養成研究科教授会規則

<p>(組織)</p> <p>第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 人文社会科学研究部の法学系の専任教員のうち、大学院法曹養成研究科以下「本研究科」という。)の教育を担当するもの(兼担を除く。)</p> <p>(2) 法学部長及び副学部長</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 教授会は、学長が熊本大学教授会規則第2条第2項に定める事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び法曹養成研究科長(以下「研究科長」という。)がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。</p> <p>(1) 学生の除籍及び懲戒に関する事項</p> <p>(2) その他本研究科の教育研究に関する重要事項</p> <p>3 実務家みなし専任教員(前条第1号に掲げる教員のうち、本研究科以外に本務を有するものであって、年間6単位以上の授業を担当し、かつ、本研究科の教育課程の編成等の運営に責任を有するものをいう。)は、研究科長候補者の選考に係る議決に加わることができない。</p>

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科教授会規則)

資料9-1-1-③ 法曹養成研究科運営委員会規則

<p>(設置)</p> <p>第1条 熊本大学大学院法曹養成研究科教授会規則(平成16年4月1日制定)第9条第1項の規定に基づき、熊本大学大学院法曹養成研究科に、熊本大学大学院法曹養成研究科運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 研究科長</p> <p>(2) 副研究科長</p> <p>(3) 教務委員会委員長</p> <p>(4) 入試選抜委員会委員長</p> <p>(5) 学生支援委員会委員長</p> <p>(6) FD委員会委員長</p> <p>(7) その他研究科長が必要と認めた者</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 法曹養成研究科の基本方針に関すること。</p> <p>(2) 法曹養成研究科の管理・運営に関する重要事項</p> <p>(3) 法曹養成研究科教授会に提出する審議・報告事項の整理・調整に関すること。</p> <p>(4) その他研究科長が必要と認めた事項</p>
--

(出典：熊本大学大学院法曹養成研究科運営委員会規則)

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5-1-1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準 9-1-2 に係る状況）

本研究科の管理運営を行うために、国立大学法人熊本大学事務組織規則《資料 9-1-2-①》に基づき、熊本大学人文社会科学系事務課を置いている。人文社会科学系事務課は、本研究科のほか法学部、文学部、大学院社会文化科学研究科及び関連研究センターを担当し、総務担当は庶務・会計に関する事務を行い、教務担当は教務に関する事務を行う。

事務職員の構成は、事務課長 1 人、副課長 2 人のほか、主として本研究科を担当する職員として、総務担当 3 人、教務担当 3 人である。この職員の配置、数は本研究科の専任教員数 17 人、在学生 13 人という規模に対して適切な事務体制といえる。また、人文社会科学系事務課とは別個に研究事務室を置き、非常勤職員 1 人を配置して、本研究科の教員の教育研究活動支援、学生の学習支援を行っている。

平成 28 年度は、学生募集停止と研究科廃止を決定した鹿児島、信州、静岡の各法科大学院へ教職員が訪問調査を行い、FD や組織再編等についてヒアリングした事項を、研究科内の構成員及び関係職員らで共有すべく報告会を開催した。これらの FD 活動に加え、管理運営能力向上のためのスタッフ・ディベロップメントにも取り組んでいる。

資料 9-1-2-① 熊本大学事務組織規則

（人文社会科学系事務課）

第 21 条 人文社会科学系事務課においては、文学部、法学部、大学院社会文化科学研究科、大学院人文社会科学研究部、大学院法曹養成研究科及び永青文庫研究センター、教授システム学研究センターの次の事務をつかさどる。

- (1) 儀式及び会議に関すること。
- (2) 諸規則の制定・改廃に関すること。
- (3) 職員の雇用及び就業管理に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 財産管理に関すること。
- (6) 施設管理（警備、防災等をいう。）に関すること。
- (7) 共同研究及び受託研究の受入れに関すること。
- (8) 寄附金、寄附講座及び寄附研究部門の受入れ及び経理に関すること。
- (9) 受託事業に関すること。
- (10) 授業計画に関すること。
- (11) 学籍に関すること。

- (12) 入試に関する事。
- (13) 教育課程及び履修に関する事。
- (14) 課程認定に関する事。
- (15) 学生の厚生補導に関する事。
- (16) 社会調査士及び認定心理士の資格に関する事。
- (17) その他人文社会科学系事務課のミッション達成に必要な業務に関する事。

(出典：国立大学法人熊本大学事務組織規則)

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

本研究科の設置者である国立大学法人熊本大学の学長は、熊本大学予算編成の基本方針に基づき、効率的・合理的な大学運営及び本学の中期計画・年度計画の実現の視点から、年度当初に予算編成を行っている。部局配分の予算は教育研究経費と管理運営経費から構成されており、さらに具体的な要求に応じた学長裁量経費の配分もあり、法曹独自の奨学金は、この学長裁量経費により措置されている。《別添資料9-1-3-A 平成29年度大学改革経費配分通知》

毎年、2月に翌年度の熊本大学予算(案)及び予算の配分方針(案)について、部局長等連絡調整会議に附議され、その後、意見聴取が行われ、役員会にて最終決定される。《別添資料9-1-3-B 平成29年度熊本大学予算配分の方針(案)、別添資料9-1-3-C 平成29年度(部局別)学内予算配分(案)にかかる意見について》また、12月には、部局長、副部局長を対象とした予算に関する意見交換会が実施され、運営に係る財政上の事項について、ヒアリングの機会が設けられている。《資料9-1-3-①》【解釈指針9-1-3-1】

資料9-1-3-① 予算に関する意見交換会

(事務連絡)予算に関する意見交換について

財務U-予算担当

送信日時: 2015年11月30日 9:46

予算担当者 各位
関係 各位

お世話になります。
財務ユニット予算担当からです。

先日お知らせしましたように、12月2日より、各部局を訪問させていただいて、予算に関する意見交換を実施いたします。

当日の意見交換の内容について、以下のとおり、事前にご連絡させていただきます。

- ①平成27年度の状況及び平成28年度以降について
- 平成27年度における『管理的経費』・『研究経費』の△10%の影響
 - 平成28年度以降、更に厳しい削減を仮想した場合の懸念について 等

②事項指定経費の在り方について

③平成26年度における大学運営経費の執行状況について

④その他

などを予定しております。

(出典：人文社会科学系事務課あて通知メール)

2 特長及び課題等

《特長》

本研究科は、予算委員会、教務 FD 委員会、入学者選抜委員会（平成 27 年度まで）、学生支援委員会等の各種委員会を置き、本研究科の運営に関する重要事項は、主要委員会の委員長で構成される運営委員会で検討し、教授会において審議するという効率的な運営体制をとっている。

《課題》

学生募集停止による学生数の減少等に伴い、予算規模が縮小しており、学生の学習・教育環境整備のための費用や教員の教育研究費をいかに維持確保していくかが今後の課題となる。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本研究科は専任教員17人、学生定員12人(学生現員13人)(平成29年5月1日現在)であり、教員の教育研究のための施設及び学生の学習施設を十分に整備している。《資料10-1-1-1-①》【解釈指針10-1-1-1、10-1-1-6】

資料10-1-1-① 本研究科における教育・研究施設等

- | | | |
|-----------------------|-----|--------------------|
| (1) 研究科長室 | 1室 | 45 m ² |
| (2) 教員研究室 | 21室 | 441 m ² |
| (3) 講義室 | 1室 | 67 m ² |
| (4) 演習室 | 1室 | 31 m ² |
| (5) 自主ゼミ室 | 3室 | 86 m ² |
| (6) 法曹養成研究科自主ゼミ室 | 1室 | 49 m ² |
| (7) 法廷教室 | 1室 | 98 m ² |
| (8) 遠隔講義室(兼講義室) | 1室 | 90 m ² |
| (9) 準備室 | 1室 | 15 m ² |
| (10) 自習室棟 | 1棟 | 326 m ² |
| (11) 学生指導室 | 1室 | 21 m ² |
| (12) キャリア支援室 | 1室 | 21 m ² |
| (13) 非常勤講師室 | 1室 | 21 m ² |
| (14) 法科大学院研究事務室 | 1室 | 21 m ² |
| (15) 印刷室 | 1室 | 21 m ² |
| (16) 附属臨床法学教育研究センター | | 105 m ² |
| (会議室1室、リーガル・クリニック室1室) | | |

(出典：国立大学法人等施設実態調査より作成)

研究科長室、教員研究室、自主ゼミ室3室、学生指導室、キャリア支援室、法科大学院研究事務室、印刷室は、既設の文法棟の中に配置され、講義室1室、演習室1室、法曹養成研究科自主ゼミ室、法廷教室、遠隔講義室、附属臨床法学教育研究センターは、本学の

共用施設である全学教育棟に置かれている。自習室棟は、本研究科開設時に文法棟北西側に新築した。このうち、法学部との共用である（5）自主ゼミ室3室を除き、すべて本研究科の専用である。《別添学生便覧 94～101 頁》授業は、講義室だけではなく遠隔講義室や、法廷教室、附属臨床法学教育研究センター等も行っている。各教室にはパソコン、インターネット環境、大型ディスプレイを導入し、授業の効率的な実施、教育効果の増進に積極的に取り組んでいる。また、平成26年度までは、法律基本科目、法律実務基礎科目等の主要科目の授業はすべて映像収録して、ウェブ上で提供することにより、学生の復習等の利用に役立て、学生の学習効率を高めていた。履修指導や生活相談に利用できるスペースとして、学生指導室がある。各教員はそれぞれ研究室1室が与えられ、インターネット環境、専用パソコンを備えている。【解釈指針10-1-1-5】

自習室棟には、個人専用キャレル（128台）、基本図書（2,833冊）《別添資料10-1-1-A 法曹養成研究科自習室図書》、法律判例情報検索可能なインターネットに接続したパソコン（10台）、複写機（1台）等の設備があり、午前7時から午後10時まで利用することができ、学生の学習を支援している。本研究科の学生及び教員は、附属図書館中央館と法学部雑誌室に管理し配架している図書の利用が可能である。附属図書館が所蔵する単行本の法律図書、法学部雑誌室が所蔵する大学紀要、法律雑誌、判例集及び法令集等は質、量ともに充実している（平成29年5月現在 和図書29,469冊・外国書13,319冊、学術和雑誌1,024種・外国雑誌445種）。【解釈指針10-1-1-2、10-1-1-7】

また、附属図書館中央館は、平成25年に耐震補強を主とした改修を行い、ラーニングコモンズという新しい図書館機能を設け、2階の「静」の空間に加え、グループワークやディスカッション等が可能な1階の「動」の空間を確保した。テーブル、椅子、ホワイトボードを自由に動かして利用できるため多様な学習が可能となっている。リフレッシュのための飲食も可能なスペースを設置するなど、新たなサービスも提供し、充実を図った。

設備面では、インターネットによる蔵書検索システム、自動貸出装置、インターネット・蔵書検索用パソコン88台、視聴覚機器6台、複写機2台等の教育研究及び学生の学習を支援する機器が整備されている。人的には、職員21人が配置され、このうち司書の資格を有する者は9人で、法情報調査に関する基本的素養を備えている。平日は13時から16時まで職員が常駐し、16時から19時までは図書館TAとして大学院生がレファレンスデスクに控え、蔵書検索やパソコンの利用方法等の学習サポートを行っている。

本研究科は、熊本大学附属図書館規則及び熊本大学附属図書館運営委員会規則に基づき、附属図書館運営委員会の委員を選任して、附属図書館の管理運営に参画している。《資料10-1-1-②、10-1-1-③》【解釈指針10-1-1-3】

本学では、平成27年度にほぼ全施設の耐震化を完了しており、平成28年熊本地震では、本研究科の被害は比較的少なく済んだ。主に研究室や図書室の図書の落下が多く発生したため、地震後の復旧作業とともに、書架の固定化を行い、教職員の安全確保に取り組んでいる。《別添資料10-1-1-B 耐震化固定実施計画》【解釈指針10-1-1-8】

資料10-1-1-1-② 熊本大学附属図書館規則

(目的)

第2条 図書館は、図書及びその他の図書館資料(以下「資料」という。)を収集、管理し、及び利用に供することにより熊本大学における教育研究、地域貢献及び国際貢献に資することを目的とする。

(運営委員会)

第7条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、熊本大学附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(出典：熊本大学附属図書館規則)

資料10-1-1-1-③ 熊本大学附属図書館運営委員会規則

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 医学系分館長及び薬学部分館長
- (3) 教育学部及び大学院教育学研究科から選出された教授又は准教授 1人
- (4) 大学院人文社会科学研究部から選出された教授又は准教授 4人
- (5) 大学院先端科学研究部から選出された教授又は准教授 3人
- (6) グローバル教育カレッジから選出された教授又は准教授 1人
- (7) 大学教育統括管理運営機構長が推薦した者 1人

2 前項第3号から第7号までの委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第3号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第3号から第7号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館規則その他重要な規則の制定改廃に関すること。
- (2) 予算概算の方針に関すること。
- (3) その他管理運営に関すること。

(出典：熊本大学附属図書館運営委員会規則)

2 特長及び課題等

《特長》

(1) 本研究科は、研究科長室、教員研究室 21 室、講義室、演習室、法廷教室、遠隔講義室、学生指導室、キャリア支援室、法科大学院研究事務室、自習室棟、自主ゼミ室 4 室、附属臨床法学教育研究センター等の教育研究施設を有し、本研究科の規模に応じて、学生の教育指導に十分な体制を整えている。

(2) 本研究科の教員の教育研究及び学生の学習に必要な図書は附属図書館中央館と法学部雑誌室に配架されている。附属図書館が所蔵する単行本の法律図書、法学部雑誌室が所蔵する大学紀要、法律雑誌、判例集及び法令集等は質、量ともに充実している。

(3) 特に学習頻度の高い基本図書については、学生の便宜を図るため、自習室に配架している。また、法律判例情報については、研究室・講義室・学生自習室等において、インターネットで検索できるシステムを導入している。

《課題》

学生募集停止により、学生数減少及び予算規模縮小の状況で、利用状況を踏まえた学生の学習環境の整備や保守、更新が今後の課題である。

第 11 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準 11-1-1-1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 11-1-1-1 に係る状況）

本学では、全学委員会として大学評価会議を設置しており、全学的に自己点検・評価の実施及び第三者評価への対応を行っている。教育・研究等の現状と課題を明らかにするとともに、その活動の一層の活性化を促すため、平成 26 年度に組織評価を実施し、平成 27 年度には機関別認証評価、平成 28 年度に法人評価を受審しており、各評価の実施の際には、各部局において、自己点検・評価活動が行われている。【解釈指針 11-1-1-1】

本研究科は、法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすために、自己点検及び評価のための自己点検評価規則を作成して、研究科長を委員長とする評価委員会が中心となり、全学共通の実施要領などを踏まえ、本研究科の目標や特性等を考慮した独自の評価項目等を定めて実施している。《別添資料 11-1-1-A 自己点検・評価規則》【解釈指針 11-1-1-2】評価委員会は、正副研究科長のほか研究科内の教務 FD 委員会、学生支援委員会などの各委員長により構成されており、管理・運営に関する重要事項等を審議する運営委員会及び関係各委員会と有機的連携を図りつつ、評価の実施、課題の抽出及び改善に向けた取組を行っている。《別添資料 5-1-1-A 平成 29 年度各委員会委員》【解釈指針 11-1-1-3】

本研究科においては、平成 24 年度に法科大学院認証評価を受審し、そこで示された課題を克服すべく努力してきたところである。また、平成 26 年度に全学的に実施された組織評価を受けて、各部局へ改善を要する事項等については、改善勧告がなされた《資料 11-1-1-①》。本研究科においても、改善計画書を作成し、改善に取り組んでいるところである《別添資料 11-1-1-B 法曹養成研究科改善計画書》。【解釈指針 11-1-1-4】

資料11-1-1-1-① 改善勧告

<p>5. 改善勧告</p> <hr/> <p>(15) 法曹養成研究科</p> <hr/> <p>在学生及び卒業生の司法試験の合格率を上昇させるよう、研究科一体となって取り組んでいただきたい。</p>
--

(出典：熊本大学組織評価改善勧告書【15. 法曹養成研究科】10頁)

本研究科では、本学の教職員以外の者による検証を行うため、外部評価委員の制度を導入している。《別添資料 11-1-1-1-A 自己点検・評価規則 第3条》外部評価の委員には、熊本県弁護士会会長など、本学の教職員以外の者で、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し、広くかつ高い識見を有する者若干名に依頼することとしており、書面調査のほか、聞き取り調査、授業参観や施設見学等の実地調査を実施している。平成28年度は自己点検・評価を行い、12月には3回目となる外部評価を実施し、主に学生募集停止を踏まえた、少数学生に対する授業方法の研究、在学生及び修了生に対する支援体制の充実、並びに全学的見地からの施設有効活用方策の検討など、今後の検討課題について指摘いただいた。《別添資料 11-1-1-1-C 外部評価報告書》学生募集停止により一人又は数名の履修による授業科目が増加している中、少人数教育をより効果的に行うことで、在学生の学力を引き上げることは司法試験合格率の上昇のためにも緊急の課題であり、FD 検討会及び教授会終了後の意見交換会において、この問題を具体的なテーマとして掲げ、研究科が一体になって取り組んでいる。研究科廃止後を含めた学生・修了生支援については、学生との懇談会において、修了生を含めた意見を聴取しつつ、具体的な支援方策について検討を行っている。また施設については、法学部と協議を行うとともに、大学全体も視野に入れ、整備している。

教員個人の活動については、教育、研究、社会貢献及び管理運営の各領域において、各教員が年度計画を策定し、その達成状況について自己評価を実施しており、研究科長がその内容を確認し、必要に応じ、各教員との面談等により適切な助言等を行うことにより、教育・研究活動の活性化を図っている。《別添資料 11-1-1-1-D 教員個人活動評価実施スケジュール》

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

本研究科は、設置者、教育の理念及び目標、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価、進級及び課程の修了、学費及び奨学金等の学生支援制度、さらには、修了者の進路及び活動状況など、教育活動等に関する重要事項を、法科大学院案内、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイト等により公表している（研究科公式 URL <http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/>、本学公式 URL <http://www.kumamoto-u.ac.jp/kyouiku/curriculum>「学位授与の方針、カリキュラム編成方針」）。また、本研究科の自己点検評価書の内容や、認証評価の結果等もウェブサイトにて公表している。《資料 11-2-1-①》【解釈指針 11-2-1-1】

さらに、ウェブサイトにおいては、専任・非常勤教員の最近 5 年間における教育・研究上の業績のほか、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を公表している。【解釈指針 11-2-1-3】

以上のような広報活動を通じて、本研究科は、養成すべき法曹、カリキュラム編成の特色、成績評価や修了認定基準、教育指導方針、入学者選抜の基準・方法、教育施設と学習環境、奨学金等に関する情報を広く社会へ提供している。

資料 11-2-1-① 熊本大学法科大学院ウェブ・コンテンツ

概要	研究科長あいさつ	進路	修了者の状況
	法科大学院の理念・目標・組織		キャリア支援
	教員紹介	施設	遠隔講義室
教育	履修案内		法廷教室
	カリキュラム		講義室・演習室
	学習支援		学生自習室
教育研究プロジェクト	ローライブラリー		
入試・学費	入試情報	附属臨床法学教育 研究センター	ローセンター
	過去の入学試験問題等		
	学費・奨学金	評価	自己点検・評価
	入試説明会	FAQ	Q&A

(出典：本研究科公式ウェブサイトより作成)

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2に係る状況)

本学においては、学校基本調査、大学情報データベース（大学改革支援・学位授与機構DB）及び熊本大学データ集の各データ収集に係る様式を「共通様式」として一本化し、各部署のデータを含めた全学データについて組織的に収集・分析を行っており、評価の基礎となるデータとして活用している。

本研究科では、評価の基礎資料となる、諸規則、会議・委員会記録、教務関係記録（学生便覧、授業計画書、授業時間割等）広報誌、評価活動の資料等評価の基礎となる情報については、担当事務において法科大学院教育研究支援システム（TKC）シラバス揭示版システム等も活用し、年度別に編綴し保管している。このシラバスシステムにより、評価基礎情報の速やかな閲覧、活用が可能となっている。また、定期試験問題・答案等は、PDF化して担当事務で保管している。【解釈指針 11-2-2-1、11-2-2-2】

2 特長及び課題等

《特長》

(1) 本研究科は、自己点検及び評価のための自己点検評価規則を制定して、研究科長を委員長とする評価委員会を中心とし、関係委員会との連携の下、評価の実施から改善に至る一連の体制を組織的に整備している。改善状況については、本研究科の管理・運営に関する重要事項を審議する運営委員会及び教授会において検証を行っている。また、外部評価制度についても導入している。

(2) 教育活動等の情報の提供については、学生募集停止後も全学のパンフレットやウェブサイトを活用してより広く積極的に行っている。

(3) 自己点検及び評価の基礎となる情報については、全学的に、また本研究科独自に、組織的、継続的に集積している。特に法科大学院教育研究支援システム（TKC）を活用した基礎情報となる文書群の集積と保管は、教職員らの閲覧の便宜にも利することになっている。

《課題》

自己点検及び評価は、構成員であり利用者である履修者学生を交えて、顧客満足や学修到達度の観点からの改善向上活動が望ましい。

研究科の学生募集停止後も組織評価、教育研究自己改善活動を継続し、上記の観点を交えた改善具体化策を講じる必要がある。

自己評価書 別添資料一覧

区分	通番	資料番号	資料名
第1章	1	1-1-2-A	平成28年度定期試験成績分布
第2章	2	2-1-1-A	平成29年度時間割
	3	2-1-1-B	基礎的導入教育と学修支援
	4	2-1-1-C	平成29年度オフィス・アワー一覧表
	5	2-1-2-A	平成28年度憲法Ⅰ、憲法Ⅱシラバス
	6	2-1-2-B	共通的な到達目標モデル：憲法 目次
	7	2-1-5-A	カリキュラム新旧対応表
	8	2-1-6-A	平成25～27年度法情報調査シラバス
	9	2-1-6-B	平成29年度第4～6回民事裁判演習シラバス
	10	2-1-6-C	平成28年度エクスターンシップⅠ実施要領
	11	2-1-6-D	平成28年度エクスターンシップⅠ報告書
	12	3-2-1-E	平成26年度エクスターンシップⅡ指導ガイドライン
	13	2-1-6-F	平成26年度エクスターンシップⅡ報告書
	14	2-1-9-A	平成29年度法曹養成研究科学年暦
	15	2-1-9-B	平成28年度休講・補講状況一覧
	第3章	16	3-1-1-A
17		3-2-1-A	平成29年度集中講義日程
18		3-2-1-B	平成27年度復習クラス実施状況一覧
19		3-2-1-C	会社法Ⅰ復習クラス 配布資料
20		3-2-1-D	2014年復習クラスアンケート
21		3-3-1-A	長期履修学生の履修に関する申し合わせ
第4章	22	4-1-1-A	成績評価及び評価基準等について
	23	4-1-1-B	シラバス作成時の留意事項
	24	4-1-1-C	成績についての疑義・異議申立てについて（申し合わせ）
第5章	25	5-1-1-A	平成29年度各委員会委員
	26	5-1-1-B	平成28年度FD活動実施状況報告
	27	5-1-1-C	平成27年度前期授業改善のためのアンケート
	28	5-1-1-D	平成28年度授業参観実施報告書
	29	5-1-1-E	学生カルテについて
	30	5-1-1-F	平成29年度学生との懇談会
	31	5-1-1-G	ローセンター座談会実施状況
	32	5-1-1-H	無料法律相談の実施状況
	33	5-1-1-I	FD活動経費の配分について
	34	5-1-1-J	法曹養成研究科FD指針
第6章	35	6-1-1-A	入試説明会実施状況
	36	6-1-2-A	平成27年度法曹養成研究科(第1期募集)入学試験実施要項
	37	6-1-4-A	平成27年度学生募集要項
	38	6-1-4-B	入学者選抜方法の変更

自己評価書 別添資料一覧

区分	通番	資料番号	資料名
第7章	39	7-1-1-A	平成27年度新入生・在学生ガイダンス予定表
	40	7-1-1-B	平成29年度課外ゼミ開講予定表
	41	7-1-1-C	労働法課外ゼミ配布資料
	42	7-1-1-D	平成27年度入学予定者に対する入学前学習指導
	43	7-1-1-E	アカデミック・アドバイザーによる論文作成演習ゼミ及び基礎力養成ゼミ実施計画
	44	7-1-1-F	平成28年度学習支援業務報告
	45	7-2-1-A	法曹養成研究科奨学金給付要領
	46	7-2-1-B	奨学金受給者選考基準
	47	7-2-1-C	平成28年熊本地震により罹災した学生に係る入学料及び授業料の免除に関する規則
	48	7-2-1-D	熊本大学「熊大復興の意気や溢るる奨学金」制度実施要項
	49	7-2-1-E	ハラスメントの防止等に関するガイドライン
	50	7-2-1-F	法科大学院協会会員校への支援要請
	51	7-2-1-G	熊本地震に伴う法曹養成研究科学生被災状況等
	52	7-2-1-H	「震災後の学生状況把握に向けたアンケート」調査結果
	53	7-3-1-A	学生支援室パンフレット
54	7-4-1-A	ローセンター座談会開催案内	
55	7-4-1-B	法曹養成研究科法務学修生に関する要項	
第8章	56	8-1-3-A	熊本大学大学院人文社会科学部研究部教員選考内規
	57	8-1-3-B	熊本大学大学院法曹養成研究科教育職員選考基準
	58	8-1-3-C	熊本大学における非常勤講師の採用に関する取扱要領
	59	8-1-3-D	大学院法曹養成研究科教員の個人活動評価実施要領
	60	8-3-2-A	熊本大学大学院法曹養成研究科サバティカル研修に関する細則
	61	8-3-2-B	熊本大学大学院人文社会科学部における法学系教員のサバティカル研修に関する細則
第9章	62	9-1-3-A	平成29年度大学改革経費配分通知
	63	9-1-3-B	平成29年度熊本大学予算配分の方針（案）
	64	9-1-3-C	平成29年度（部局別）学内予算配分（案）にかかる意見について
第10章	65	10-1-1-A	自習室図書
	66	10-1-1-B	耐震化固定実施計画
第11章	67	11-1-1-A	自己点検・評価規則
	68	11-1-1-B	法曹養成研究科改善計画書
	69	11-1-1-C	外部評価報告書
	70	11-1-1-D	教員個人活動評価実施スケジュール